

平成28年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成28年9月13日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第61号 教育委員会教育長の任命について
- 第5 議案第62号 教育委員会委員の任命について
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 議案第54号 議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 第8 議案第55号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第9 議案第57号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第56号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第58号 町道路線の廃止について
- 第12 議案第59号 町道路線の認定について
- 第13 議案第60号 網走地方研修センター組合理約の変更について
- 第14 認定第1号 平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第2号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第3号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第4号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第5号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第6号 平成27年度水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第21 報告第10号 平成27年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第22 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第23 報告第12号 出納検査結果報告について
- 第24 ー 議員の派遣について
- 第20 一般質問

○出席議員（9名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
8番	西森信夫君	9番	堤三樹磨君
10番	西山由美子君		

○欠席議員（1名）

7番 川村進君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	仁木範幸君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成28年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。事前に皆さまにお知らせしておおり、議場においてもクール・ビズの実施ということで9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用が自由ということで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。上着は自由にお脱ぎいただきたいと思ひます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、川村進議員からの欠席の届け出が出ております。したがって9名の出席であります。

なお、川村議員は本定例会中の欠席であります。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が8件、諮問が1件、認定が6件、報告が1件でございます。さらに、議員提案による議案が1件、議長からの報告が2件、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、工藤弘喜君、6番、余湖龍三君、8番、西森信夫君、9番、堤三樹磨君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（上原豊茂君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、9名のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

はじめに、8月26日開催の全員協議会においてもご報告申し上げましたが、先月17日から台風7号、11号、9号と三つの台風が相次いで北海道に上陸し、道東を中心に記録的な大雨に見舞われ、本町におきましても、8月17日から23日までの境野観測所における総降雨量が308mmと昨年の7月から10月までの総雨量に匹敵する降雨量となり、道路、河川、農地、住宅、水道施設も含めた公共施設などで被害が発生し、現在復旧作業や関係機関への要請活動などを進めているところでございます。

三つの台風が通過した後も、先月26日夜からの寒冷前線の通過、また、30日には大型の台風10号が東北から上陸し、北海道をかすめていきましたが、本町においては大きな被害がなかったものの、十勝の芽室町や上川の南富良野町などをはじめ、東北、北海道に人的被害も含め甚大な被害をもたらしました。

8月に入ってから台風の北海道上陸が3回、通過・接近も3回に上っており、道路、河川などの施設や地盤が弱っていることもあり、今月から来月にかけても気象の変化に十分注意する必要があります。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の補正予算案についてでございます。

一般会計につきましては、3,858万5千円の追加補正をさせていただいております。

その主な内容につきましては、総務費では、職員自主研修グループが北海道市町村振興協会の市町村まちづくり研修会開催支援金を受けて行う研修に係る講師謝礼の追加、若手職員による行政手続きなどの情報を網羅した、くらしの便利帳作成業務委託料の追加。

民生費では、障がい者等自立支援サービス事業に係る過年度国庫支出金等の返還金の追加、国の臨時福祉給付金事業の詳細決定に伴う事務費と給付金の計上、平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金事業の精算に伴う国庫支出金等返還金の追加、低所得者の障害・遺族年金受給者向け給付金制度の詳細が判明したことに伴う同給付金の計上、平成27年度児童手当支給事業の精算に伴う国庫支出金等返還金の計上、本年10月1日からB型肝炎が予防接種法に基づく定期接種に追加されることによる子ども予防接種費用の追加。

農林水産業費では、個別排水処理浄化槽設置希望の増に伴う下水道事業特別会計への繰出金の追加、農業交流センター屋外水飲み場の破損に伴う修繕料の追加、新たに2件の出店希望者が出てきたことに伴う店舗出店等支援事業補助金の追加。

土木費では、8月3日の局地的な大雨により被災した山林川と酒谷川の補修工事費の追

加。

教育費では、訓子府町青年団体連絡協議会が11月11日から東京都で開催の第65回全国青年大会に出場することに伴う大会派遣費の追加、緑丘開拓105年記念誌発刊に伴い、緑丘実践会に対する部落史発刊補助金の計上を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、1,072万3千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、国保広域化に伴う納付金等算定標準システムのデータ連携改修に伴う業務委託料の計上、後期高齢者支援金拠出金および同事務費拠出金、前期高齢者納付金、老人保健医療費拠出金および同事務費拠出金、介護納付金の確定に伴う追加または減額補正、さらに療養給付費負担金の確定に伴う返還金の追加を提案させていただいております。

次に、下水道事業特別会計につきましては、416万2千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、個別排水処理浄化槽設置希望の増に伴いまして、1戸分の実施測量設計業務委託料と設置工事請負費の追加を提案させていただいております。

次に、町道末広西1丁目線に関わって起点が変更となることから廃止と認定それぞれを提案させていただいております。

次に、教育委員会制度が変更されたことに伴い、網走地方教育研修センター組合規約の変更について議決いただきたく、提案させていただいております。

次に、人事案件でございます。

新制度に基づく教育委員会教育長の任命と、教育委員会委員1名が本年9月30日をもって任期満了を迎えますことから任命についてそれぞれご提案をさせていただいております。

また、人権擁護委員1名が本年12月31日をもって任期満了となるため、推薦することについて議会の意見を求めることとしております。

次に、認定についてでございますが、一般会計、各特別会計および水道事業会計の合計6会計の平成27年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に報告でございますが、平成27年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案8件、諮問1件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、副町長、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

北海道横断自動車道の工事進捗についてのご報告を申し上げます。

北海道横断自動車道網走線の陸別小利別～訓子府インターチェンジ間の延長16kmの区間は、平成28年度中の開通を目標に工事が進められていましたが、本年4月30日の季節外れの降雪、6月の例年以上の降雨や想定以上の軟弱な掘削土が発生したことなどから、盛土工事に遅れが生じ工事工程を精査した結果、平成29年秋頃の開通の見通しとなること北海道開発局から公表されました。

事業主体の網走開発建設部からは、厳寒期施工の舗装表層の品質確保を図ることが難しいこと、軟弱な掘削土は含水比が高くなると泥^{でい}ねい化し機械施工が困難なことや工事完成

までの予算は確保されていることなどの説明を受けました。

本町区域の高速自動車道開通は住民の願いでもあり、昨年降雪時まで待つことになった訓子府インターチェンジ開通のようなことがないように早期の開通を申し入れましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） ただいまの行政報告について質疑を行います。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、以上をもって行政報告を終了いたします。

◎議案第61号

○議長（上原豊茂君） 日程第4、議案第61号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

該当者は退場をお願いいたします。

（該当者退場）

○議長（上原豊茂君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。町長。

○町長（菊池一春君） 議案第61号 教育委員会教育長の任命について、人事案件でございますので、私からご説明をいたします。議案書の28ページをお開き願いたいと思います。

現在の教育長林秀貴氏の任期が、この9月30日をもちまして満了となります。昨年4月1日から新たな教育委員会制度に移行しましたが、その時点で在任中の教育長については旧制度の教育長として在職するものとしておりましたが、現在の教育長の任期が満了することに伴い、今回の新たな制度による教育委員委員長と教育長を1本化した新教育長を任命することになります。新制度による教育長には現教育長であります林秀貴氏を任命したく、ご提案申し上げます。

ここで、林秀貴氏の経歴を簡単にご紹介いたします。

林氏は、現在満58歳、栄町にお住まいでございます。

昭和56年3月に北海道工業大学を卒業後、同年北海道農業開発公社の技術職員として採用され、その翌年には、その技術力や人柄をかわれ、町の建設課技術職員として採用されて以来20年間、農業土木のエキスパートとして本町の土地改良事業を推進してまいりました。平成14年には事務職として企画財政課企画係長に、平成15年には行政対策室、平成16年には同室の次長の身分で置戸訓子府任意合併協議会へ出向、平成17年には福祉保健課長補佐、平成19年には福祉保健課業務監、平成21年には建設課長、平成23年には総務課長、平成24年9月に町職員を退職されて同年10月1日から現職の教育長に就任され現在に至っております。

教育長就任後は、精力的に教育行政の推進に取り組み、特に子ども目線に立った学校教育の推進、また児童センター「ゆめゆめ館」の建設や、認定こども園「わくわく園」の設置、社会教育推進の基本となる社会教育中期計画の策定など、本町教育の振興にご尽力

いただいているところでございます。人柄も職員のみならず町民からの人望が厚く、誠実かつ努力家で自分の能力を惜しむことなく町民のために教育行政に取り組む姿勢は多くの方から評価されております。教育長として適任と考えているところでございます。

なお、教育長の任期につきましては、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間でございます。

以上、教育委員会教育長の任命につきまして同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第61号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

該当者の入場をお願いいたします。

（該当者入場）

◎議案第62号

○議長（上原豊茂君） 日程第5、議案第62号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書29ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第62号 教育委員会委員の任命について、人事案件でございますので私からご説明をさせていただきます。議案書の29ページをお開き願いたいと思います。

現在、教育委員であります白崎隆徳氏がこの9月30日をもちまして任期満了となります。議員の皆さまにおかれましてはご存じのことと思いますが、白崎隆徳氏は平成20年10月1日から教育委員としてご尽力いただいております。白崎隆徳氏を引き続き任命させていただきたく、ご提案を申し上げるものでございます。

ここで白崎隆徳氏の経歴を簡単にご紹介いたします。

白崎隆徳氏は、現在満54歳、旭町にお住まいでございます。昭和60年北海道教育大

学旭川分校を卒業後、清里中学校を振り出しに管内の小中学校で教員をしておりましたが、家業を引き継ぐため平成18年3月をもって東相内中学校で退職され、現在、隆光寺の住職をされております。白崎隆徳氏は経歴にもありますように長い間教員として各地域の子どもたちと接してこられ、教育現場における経験や知識を有し、平成20年からは8年間教育委員を務められるなど、教育に対しては大変造詣が深く、幅広い識見と人格、経験を備えた方であり、教育委員として適任者と考えておりますので、引き続き任命のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第62号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎諮問第1号

○議長（上原豊茂君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人事案件でありますので、私からご説明申し上げます。

既に議案書に名前が記載されておりますが、町内東幸町の山本寛身さんを入権擁護委員としてご推薦申し上げたいと存じます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条の規定によりまして、議会の皆さまのご意見をいただくわけでございますが、現在、本町には2名の入権擁護委員が委嘱されております。そのうちのお一人であります山本寛身さんが平成28年12月31日をもって任期満了となります。引き続き山本寛身さんを入権擁護委員として推薦いたし

たくご意見を願います。

山本さんにつきましては、議員の皆さまよくご存じのことと存じますが、ここで簡単に経歴をご紹介させていただきます。

山本寛身さんは、東幸町にお住まいで、66歳であります。農業協同組合学校を卒業後、昭和45年には農協職員として採用され、以来、平成22年までの40年間、訓子府町農業協同組合、合併後のJAきたみらいに勤められたほか、同年からはJAきたみらいの常務理事としてご活躍されました。また訓子府町体育指導委員をはじめ、訓子府町社会教育委員などを歴任され、現在は北見地区スキー指導者連盟会長としてもご活躍いただいている方でございます。

人権擁護委員としましては、平成26年1月から現在までの2年8か月間、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識および技術の習得に努め、積極的な態度をもって、その職務を遂行していただいております。

なお、任期につきましては3年間でございます。

以上、山本寛身さんを推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準第99項の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、諮問第1号の採決を行います。

本案は原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案の者を適任と認めることに決定いたしました。

◎議案第54号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第7、議案第54号 議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

議員提案であります議案第54号 議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成28年9月13日提出。本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。訓子府町議会議員余湖龍三、同じく、須河徹、同じく、山田日出夫、同じく、西山由美子の4名でございます。

この条例の制定にあたっては、議会活性化特別委員会の中で検討されてきました。長期間欠席した議員に係る議員報酬のあり方を規定した法律はなく、報酬を辞退、返還することは公職選挙法に規定される寄付行為に該当するため禁止されています。

議員としての職責や住民への信頼を維持するためにも、議員自らが長期欠席した場合のルールづくり、さらに刑事事件に関わった議員等、議員の職責や議会への住民の信頼に反した場合の対応として、議員報酬や期末手当の支給の減額等について特例を全会一致で定めることとしたものです。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例。

内容につきましては、要旨を説明させていただきます。

長期欠席議員の議員報酬の減額割合は、90日を超え180日以内は3割、180日を超え365日以内は4割、365日を超えたときは5割とする。この場合、期末手当についても基準日（6月1日及び12月1日）前3か月以内における議員報酬の減額割合を適用する。

減額の適用除外規定として「公務上の災害等」や「出産、その他議長が認める場合」は減額を行わない。

刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留、身体の拘束を受ける処分の場合は、その日から議員報酬の支給を停止する。また、基準日のそれぞれ6か月以内の期間で議員報酬の支給が停止され、基準日で逮捕等の処分が継続している場合は、期末手当の支給も停止する。さらに刑事事件の有罪判決が確定した場合は、停止されていた議員報酬や期末手当は支給しない。

次に、附則であります。この条例は平成28年10月1日から施行するものといたします。

以上、議案第54号について提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号、議案第57号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第8、議案第55号、日程第9、議案第57号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第55号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明を求めます。議案書5ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案第55号の説明になりますので、議案書の5ページをお開き願いたいと思います。

それでは、議案第55号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）について提案説明をさせていただきます。

平成28年度訓子府町一般会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条では、歳入歳出それぞれ3,858万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ49億7,375万8千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額ですけれども、これは次のページにあります第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これにつきましては後ほどご覧いただくことといたしまして、その内容については、後ほど7ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきたいというふうに思っております。

それでは早速、事項別明細書になりますけれども、まず歳出の方から先に説明させていただきます。議案書8ページです。

一番上の表の2款、総務費、1項、1目、一般管理費の一番右側ですけれども、事業区分、職員管理研修事業の講師謝礼では、職員の自主グループ研修に北海道市町村振興協会の市町村まちづくり研修会開催支援による補助が当たりましたので、30万円が確定しましたので、当初予算との差額の方ですけれども、差額20万円を追加するというもので、この事業は延べ3回の開催を予定してございます。

次に、その下の6目の住民活動費の事業区分、広報広聴事業の委託料、くらしの便利手帳作成業務につきましては275万4千円を追加します。

これにつきましては、以前、山田議員からも一般質問でございましたけれども、この意見を参考にしながら、若手職員を中心としたチームで内容を検討したものでございまして、町の手続きなど、さまざまな情報を広くですね、さまざまな情報にまとめたものを冊子の形式にしまして、最終的に3月の広報に折り込もうとするものでございます。現在、今その作業を進めているところでございます。

次に、下の表の3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サー

ビス事業では、これは過年度分の精算に伴う返還金でございますして518万3千円を追加するものでございます。

その下の事業区分、臨時福祉給付金事業では、平成26年度の消費税の引き上げに伴い所得の低い方の負担軽減措置として支給されることになっていたもので、平成28年度の制度内容が確定したことにより今回補正するもので、説明欄の職員手当から次のページにまたがってまいりますけれども、使用料及び賃借料までが、これは事務費というふうに捉えていただければと思います。その下の負担金、補助及び交付金では、臨時福祉給付金として町民税非課税などの条件はございますけれども、一人当たり3千円、対象者で1,200人、360万円を計上しているものでございます。

次に、その下の事業区分、子育て世帯臨時特例給付金事業では、平成27年度の精算に伴う国庫支出金等返還金として11万1千円の追加でございます。

次に、その下の障害・遺族年金受給者向け給付事業では、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者で、これにつきましても一定の条件はございますけれども、障害・遺族年金受給者向け給付金として、これは一人当たり3万円、その120人分360万円を計上しているものでございます。

次に、同じページの下の方の3款、2項、3目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業では、過年度分の精算に伴う返還金として126万2千円の計上でございます。

次に、10ページ、一番上の表の4款、衛生費、1項、2目の予防費、この事業区分、子ども予防接種事業では、今年の10月1日よりB型肝炎が予防接種法に基づきます定期接種となったことから、対象者は生後2か月から1歳まで、大体年の中間になりますので延べ55回分のワクチン購入で13万1千円、それとその下の委託料では、そのワクチンを接種する分、接種分として、これは単価4,860円で計算しまして26万8千円を追加するというものでございます。

次に、真ん中の表の6款、農林水産業費、1項、5目、農業基盤整備事業の事業区分でいいますと下水道事業特別会計の繰出金では、個別排水処理浄化槽設置工事の測量費および工事費の不足する分を下水道特別会計に繰り出すもので66万2千円の追加、なお、この詳細につきましては下水道の特別会計の方で説明したいというふうに思っております。

次に、その下の6目、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業では、これまでの冬の大雪や凍結により経年劣化して破損した屋外の水飲み場、これを撤去することとしまして、撤去とその後のタイルの復旧のための修繕料で33万円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表の7款、商工費、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、現在予算を持っておりますけれども、年度内に新たに2件の出店希望が見込まれることから600万円を追加、300万円の二つで600万円を追加するというものでございます。

次に、11ページ、上の表の8款、土木費、4項、1目の河川総務費の事業区分では、河川改修整備事業の工事請負費になりますけれども、これは8月3日の局地的な大雨によりまして山林川、これは日出になりますけれども、山林川の南9線より上流部の落差口6か所、全部で落差口6か所ありますけれども、それとそこの上の接続する口1か所と、それと西訓川と酒谷川との合流部、これは東幸町の職員住宅の北側になりますけれども、川

底の護岸ブロックの補修をすると。めくれたブロックの補修をするというもので1, 200万円を追加してございます。

次に、下の表の10款、教育費、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、青少年教育推進事業の負担金、補助及び交付金では、訓青協が第44回北海道青年祭兼第65回全国青年大会の予選会におきまして、合唱、それから舞台パフォーマンスおよびのど自慢の部でそれぞれ最優秀賞を受賞しまして、全国大会への出場権を得たことから大会派遣費を追加するというものでございます。

その下の事業区分、芸術・文化振興事業では、これは緑丘の開拓105年記念誌がこの12月に発刊するというに伴いまして、従前の例同様に印刷製本費の一部を補助するというもので20万円を計上してございます。

続いて7ページにちょっと戻っていただきたいと思えます。歳入になります。

一番上の表の13款、2項、2目、民生費国庫補助金、右の説明欄の3本の事業は全額国の補助対象となるもので、歳出同額を計上しているものでございます。

次に、真ん中の表の18款、1項、1目の繰越金につきましては、これは今回の補正の財源調整とするもので2, 828万5千円に前年度繰越金を充てるというものでございます。

次に、一番下の表の19款、5項、5目の雑入、これにつきましては、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業に交付決定されたため、既に開催しておりますけれども、社会教育で行いましたいっこく堂スーパーライブ開催事業に、この事業にこのお金を充てるというものでございます。100万円を計上してございます。

その下の、その他雑入につきましても、これも先ほど歳出でお話しましたけれども、北海道市町村振興協会の市町村まちづくり研修会開催支援事業の対象として、職員の自主研修グループのまちづくり研修に決定いたしましたので30万円を計上しているところでございます。

最後に、別に配布しております資料1をご覧くださいと思います。この資料1ですけれども、これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の見込みを記載してございますけれども、今回の補正後の一般会計の基金保有見込額は、一番右側の下から4段目にございますように40億6, 980万8千円となっております。

以上、説明不足の点につきましては、質疑の中で補足、または訂正、もしありましたらさせていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第57号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書17ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 議案書17ページをお開きください。

議案第57号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、次に定めるものとしたしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ416万2千円を追加

し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,555万円とするものです。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は18ページの第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しておりますので、これにつきましては、ご覧いただくこととし、その内容につきましては、後ほど19ページ以降の事項別明細書によりご説明させていただきます。

第2条では、地方債の変更について、18ページの第2表 地方債補正によることを規定しており、地方債の補正につきましては、個別排水処理施設整備事業の起債の借入限度額1,640万円を1,940万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じく証書借入で、利率も5%以内であります。

それでは、19ページからの歳入歳出予算補正の事項別明細書について説明をさせていただきますが、今回の補正の内容につきましては、個別排水処理浄化槽の設置の申し込みがあり、戸数が1戸増えたことによる補正であります。

はじめに歳入から説明をさせていただきます。

1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金50万円の追加は、浄化槽設置申込み1戸の増加により受益者分担金を追加するものです。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして一般会計からの繰入金6万2千円追加するものであります。

7款、1項、1目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、浄化槽設置申込み1戸分の事業費の財源といたしまして、下水道債で200万円、過疎債で100万円の、合わせて300万円を追加するものでございます。

次に、20ページの歳出について説明をさせていただきます。

2款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業費416万2千円の追加につきましては、新たに個別排水処理浄化槽の設置希望が1戸あったことから、13節、委託料の実施測量設計業務で16万2千円、15節、工事請負費の個別排水処理浄化槽設置工事で400万円を追加するものでございます。

次の21ページの表につきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書であり、今回の補正に伴いまして、平成28年度中起債見込額（C欄）は300万円追加の1,940万円となり、一番右側の欄、平成28年度末現在高見込額も同じく300万円増の6億1,519万1千円となります。

また、別紙資料3で、今回の補正に係ります投資的事業の内容を記載しておりますので後ほどご覧いただくこととして、説明は省略させていただきます。

以上、平成28年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第56号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第10、議案第56号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書12ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは、議案書の12ページをお開きください。

議案第56号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、国民健康保険の都道府県化に向けたシステム改修と平成27年度の療養給付費等の確定に伴います精算および平成28年度の各種交付金、拠出金の確定によりまして、その関係経費を補正するものであります。

まず、第1条にありますように1,072万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,132万3千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、13ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでございますのでご覧をいただくこととし、その内容につきましては14ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、14ページの歳入から説明させていただきます。

第2款、第2項、第2目、出産育児一時金補助金につきましては、国民健康保険の都道府県化に向けて基幹システムの改修が必要になり、歳出でも費用額を予算計上しますが、千円未満の端数を除き全額国庫補助されるもので27万3千円を増額するものでございます。科目の名称にそぐわない費用の内容ではございますが、総合振興局の指示によりまして、ご理解いただきたいと存じます。

続きまして、第3款、第1項、第1目の療養給付費等交付金につきましては、過年度分の退職被保険者等に係る交付金の精算によりまして162万2千円を増額するものであります。

第4款、第1項、第1目の前期高齢者交付金につきましては、各保険者の前期高齢者の加入者数等に応じて財政調整するための交付金であります。平成28年度分の交付金の確定通知によりまして3万2千円を増額するものであります。

次に、8款、第1項、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、歳出に計上しております平成27年度の超過交付分の返還金に充当するため、先ほどの過年度分の療養給付費交付金等との差し引きによりまして879万6千円を追加するものであります。

これによりまして、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から3段目の右端にありますとおり平成28年度末基金保有見込額は、2,087万2千円となる見込みでございます。

次に、15ページの歳出について、説明させていただきます。

第1款、第1項、第1目、一般管理費の13節、委託料は、国民健康保険の都道府県化に向け基幹システムに国保事業費納付金等算定標準システムと連携するための改修が必要になりましたことから27万4千円を追加するものでございます。

続きまして、第3款、第1項、第1目、後期高齢者支援金拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の7万1千円の追加と、第2目、後期高齢者関係事務費拠出金の同じく19節の1千円の追加につきましては、平成28年度分納付金の確定通知によりまして、それぞれ追加するものであります。

第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金の2万5千円の追加につきましては、平成28年度分納付金の確定通知によりまして、追加するものであります。

次に、16ページの第5款、第1項、第1目、老人保健医療費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の1千円の減額と、第2目、老人保健事務費拠出金の同じく19節の1千円の減額につきましては、平成28年度分拠出金の確定通知によりまして、それぞれ減額するものであります。

第6款、第1項、第1目の介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金の12万6千円の増額につきましては、平成28年度分納付金の確定通知によりまして、増額するものであります。

次に、第10款、第1項、第3目、償還金、23節、償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金につきましては、平成27年度の療養給付費等負担金の精算に伴い、国から超過交付されておりました1,022万8,320円を返還するため1,022万8千円を追加するものであります。

以上、平成28年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） ここで、午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第58号、議案第59号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第11、議案第58号、日程第12、議案第59号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第58号の提案説明を申し上げます。議案書22ページをお開きください。

議案第58号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります。

記としまして、廃止する路線は、路線番号60の末広西1丁目線であります。起点は訓子府町末広町92番地、終点は訓子府町末広町103番地で、重要な経過地は末広町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思います。この度の道路整備工事に伴い、この後、議案第59号で提案説明させていただくとおり起点が変更になることから本路線、総延長にして約138mを廃止するものであります。

以上、議案第58号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第59号 町道路線の認定についての提案理由の説明

を求めます。議案書24ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第59号の提案説明を申し上げます。議案書24ページをご覧ください。

議案第59号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号60で、路線名は末広西1丁目線であります。起点は訓子府町末広町92番地1、終点は訓子府町末広町103番地で、重要な経過地は末広町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、道道置戸訓子府北見線から常呂川堤防の突き当たりまでの区間であり、総延長は約177mであります。

本件につきましては、道道置戸訓子府北見線の拡幅工事に伴い、道道との接続に当たって高さを揃えるため、先ほど議案第58号で廃止の提案説明をした同路線の起点を道道に沿って約38mほど西方向に変更するため、新たな路線として町道認定しようとするものであり、本年12月に供用開始する予定であります。

以上、議案第59号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第60号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第13、議案第60号 網走地方研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書26ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案第60号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の26ページをお開きください。

議案第60号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

一番下の説明にありますように、今回の変更は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会制度が変更されたことから、「新教育長」の設置および任期ならびに文言等の整理をするため組合規約を変更しようとするものでございます。

記以下をご覧ください。

網走地方教育研修センター組合規約の一部を変更する規約。

網走地方教育研修センター組合規約（昭和46年地方第1986号指令）の一部を次のように変更する。

以下、改正文がございましたが、変更内容を整理した新旧対照表が、次の27ページにございますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

右に現行、左に改正後を掲載しており、下線部が変更箇所でございます。

今回の変更は、第11条の教育委員会の規定についてのものでございます。以前の教育委員会制度では、教育長は教育委員の中から任命することとなっておりましたが、新しい教育委員会制度では地方公共団体の長が教育長と教育委員をそれぞれ任命することになり、そのことを踏まえて変更するものでございます。

第11条第2項では、現行「教育委員会の委員」とあるものを「教育委員会の教育長及び委員」と変更。改正後の規約では第3項で任期を追加し、現行の第3項を第4項とし、法律改正に伴い条項の整理のため、第16条とあるのを第14条第2項と変更するものでございます。

26ページに戻っていただき、附則をご覧ください。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する旨、規定しております。

以上、議案第60号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号
○議長（上原豊茂君） この際、日程第14、認定第1号、日程第15、認定第2号、日程第16、認定第3号、日程第17、認定第4号、日程第18、認定第5号、日程第19、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 認定第1号について説明申し上げます。議案書31ページとなります。

認定第1号 平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成27年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで一般会計の決算の概要をご説明申し上げますので、別冊で配布しております「平成27年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表でございます。一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入につきましては前年度比較11億3,826万482円、24.8%増の57億2,562万2,705円となっております。歳出につきましては9億9,703万6,408円、22.5%増の54億3,177万6,117円となっております。平成26年度の補正予算により^{ていじ}遞次繰越しをいたしました、こども園整備事業のほか、地方創生先行型交付金、地域消費喚起・生活支援型交付金が増額の大きな要因となっております。

なお、収支差引残額につきましては、前年度比較1億4,122万4,074円、92.5%増の2億9,384万6,588円となっております。

右側の備考欄に決算剰余金の処分内容を記載してございますが、1億2千万円を財政調整基金に決算積み立てをし、残りの1億7,384万6,588円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には6月の定例会でご報告させていただきました繰越明許費、継続費、事故繰越しに係る財源として6,753万6千円が含まれております。

なお、別冊で配布しております「平成27年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行及び財政運営は適正である旨のご意見をいただいております。

以上、認定第1号 平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第2号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 認定第2号について、説明申し上げます。議案書の32ページをお開きください。

認定第2号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成27年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配布しております「平成27年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧いただきたいと思います。

決算額（B）欄、歳入10億6,480万1,797円、歳出10億3,562万270円となっております。備考欄に記載のとおりこの収支差引残額2,918万1,527円のうち、2,918万1千円を財政調整基金に決算積み立てをし、残りの端数527円を翌年度へ繰り越ししております。

以上が、平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第3号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の33ページです。

認定第3号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところであります。本年8月8日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成27年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要をご説明申し上げますので、別冊で配布しております「平成27年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入7,447万2,193円、歳出7,447万2,193円で歳入歳出同額となっておりますので、翌年度への繰り越しはございません。

以上が、平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第4号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 認定第4号について、説明申し上げます。議案書の34ページです。

認定第4号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成27年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成27年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところであります。本年8月8日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成27年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊の「平成27年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目でございます。介護保険特別会計の欄をご覧くださいと思います。

決算額（B）欄、歳入4億8,742万134円、歳出4億8,640万9,879円となっております。備考欄に記載のとおりこの収支差引残額101万255円は全額翌年度へ繰り越ししております。

以上が、平成27年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第5号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書35ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 議案書35ページをお開きください。

認定第5号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説

明をさせていただきます。

平成27年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成27年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成27年度訓子府町各会計歳入歳出決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配布しております「平成27年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧ください。

この表は、会計別決算額の総括表であります。下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入2億616万8,165円、歳出同額の2億616万8,165円で、歳入歳出差引額はゼロとなっておりますが、これにつきましては、一般会計からの繰入金で財源調整を行ったことによるものであります。

以上が、平成27年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、認定第6号 平成27年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書36ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本正徳君） 議案書36ページをお開きください。

認定第6号 平成27年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明をさせていただきます。

平成27年度訓子府町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、別冊の平成27年度訓子府町水道事業決算書5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて平成27年度訓子府町水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定に基づき、別冊の決算書のとおり認定に付するものであります。

平成27年度訓子府町水道事業会計決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありませんが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成27年度訓子府町水道事業会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方公営企業法の規定に基づき、議会の決算の認定と同時に剰余金処分の議決を受けるものであります。

それでは、平成27年度の訓子府町水道事業会計の決算について、別冊で配布しております「平成27年度訓子府町水道事業決算書」で概要を説明させていただきます。決算書の1ページ目をお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた水道事業の収益でございますが、1億7,924万2,976円の決算でございます。

支出につきましては、営業費用、営業外費用を合わせた1億2,879万4,212円の決算となっております。このうちの消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでござ

ございます。また、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

次の2ページ目をお開きください。資本的収入及び支出の状況でございます。

まず、資本的収入では、企業債、補助金、補償金、出資金を合わせ5,703万4,405円の決算でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費と企業債の償還金を合わせて9,011万969円の決算でございます。

なお、収入、支出差し引きで不足する3,307万6,564円につきましては、欄外の一歩下、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金2,967万7,326円と当年度分消費税および地方消費税の資本的収支調整額339万9,238円で補てんしております。

次の3ページでございます。これは1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益でございますが、27年度は2,909万6,488円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きますと341万5,472円となり、その額に上段の営業利益2,909万6,488円を合わせた額3,251万1,960円が経常利益になります。

この経常利益に特別利益898万7,966円を加えた4,149万9,926円が当年度の純利益となり、黒字決算ということになります。

また、前年度の繰越欠損金がないため、平成27年度末における末処分利益剰余金は同額の4,149万9,926円となるものでございます。

次に、5ページ目をお開きください。

平成27年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、平成27年度の決算において利益が生じたことから、末処分利益剰余金4,149万9,926円を企業債の償還を目的とした減債積立金に全額を積み立てするものでございます。

以上が平成27年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、決算の認定及び剰余金の処分に関しご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(上原豊茂君) 以上で認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長(上原豊茂君) ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時15分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第21、報告第10号、日程第22、報告第11号、日程第23、報告第12号ならびに日程第24、議員の派遣についての件を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第21、報告第10号、日程第22、報告第11号、日程第23、報告第12号ならびに日程第24、議員の派遣についての件を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長(上原豊茂君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたっては議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。

◎決算審査特別委員会設置

○議長(上原豊茂君) お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号までにつきましては、訓子府町議会委員会条例第5条に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、2番、須河徹君、4番、山田日出夫君、8番、西森信夫君、9番、堤三樹磨君をそれぞれ指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の開催のため、ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は午前11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長(夏井宏樹君) ご報告いたします。委員長に西森信夫委員、副委員長に山田日出夫委員と決定いたしました。また、審査期間は、平成28年10月27日木曜日から11月4日金曜日までの土日、祝日および11月1日火曜日を除く5日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第10号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第21、報告第10号 平成27年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書37ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第10号について、ご報告申し上げます。

報告第10号 平成27年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成27年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月3日に監査委員による関係書類の審査を受け、8月8日付で「適正に作成されている旨」のご意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてであります。①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率としては出てまいりません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生してございません。赤字比率としては出てまいりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としてございます。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る7.8%で昨年度の8.8%から1ポイント改善をさせていただきます。

実質公債費比率につきましては、実質公債費を分子、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去3か年平均の比率となります。改善の要因としては、地方債償還額である公債費が26年度と比較しまして約4,100万円減少したこと、また、単年度の比率で見ますと、25年度が8.6%、26年度が7.9%、27年度は7.0%に改善したことが挙げられます。しかし、各自治体も改善をしており、平成26年度の全道の平均値につきましては9.2%となっており、本町につきましては、平均値を若干下回る、ほぼ中位の位置ということにございます。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額とそれらに充当可能な財源、その比較が22億1千万円上回っておりまして、将来負担比率については出てまいりませんので「ハイフン」表示としてございます。

次に、2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところでご説明したとおり①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資

金不足は出てまいりません。②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っておりまして、資金不足は出ておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としてごさいます。

次に、3の監査委員の平成27年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されてございます。

別紙として次ページ以降に審査意見の写しを添付しております。これにつきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきます。

以上、報告第10号 平成27年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第11号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第22、報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書43ページです。職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の43ページをお開き願います。

報告第11号

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成28年9月13日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

次のページの44ページをお開き願います。

平成28年8月8日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成27年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査実施団体名 訓子府町農民連盟
- (1) 監査実施年月日 平成28年8月3日
- (2) 財政的援助の種目等 農業所得調査補助金
補助金 814,000円
- (3) 監査の結果

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第12号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第23、報告第12号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書45ページです。職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の45ページをお開き願います。

報告第12号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった

平成28年9月13日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成28年7月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成28年7月8日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページ46ページ、47ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、48ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成28年8月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成28年8月12日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページ、49ページ、50ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配布させていただきました9月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。議案書51ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成28年9月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成28年9月9日

訓子府町監査委員 山 田 稔
訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページの52ページ、53ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○議長（上原豊茂君） 次に、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

日程に入ります前に報告いたします。

仁木選挙管理委員長から、本日午後から本定例会中欠席する旨の報告がありました。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第20、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして町長に質問いたします。

本町の高齢者福祉の課題解決に向けた対応策について。

全国で約650万人の団塊の世代が75歳以上に達する2025年には、75歳以上の人口が2,179万人で総人口の5分の1になり、年金、医療、介護の支出が急激に増えることが予測されます。そのための制度の大幅な見直しが行われ、町民にとって老後への

不安は増すばかりです。「可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを」誰もが望む当たり前の理念です。「全ての町民に優しく」をモットーに進めてきた取り組みの中からさまざまな課題を整理し、地域住民とのコミュニケーションをとりながら解決策を生み出すことが迫られていると感じます。私たちの町の実情に合った「地域包括ケアシステム」がどのように構築されていくのかを町長に伺います。

1点目、昨年4月から始まった「ささえあいプロジェクト」を通じて、そこから見えた各地域における現状や課題は何ですか。

2点目、介護家族を支えあう会「かなえーる」のこの一年間の実績と課題は何ですか。

3点目、来年度以降の介護予防事業の具体的計画と内容は。

4点目、町の実情に合った「地域包括ケアシステム」の構築に向けてどのような取り組みを考えていますか。

5点目、町民のニーズに応じた安心して暮らせる住まいの確保について、今後どのように考えていますか。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町の高齢者福祉の課題解決に向けた対応策について」5点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「昨年4月から始まった『ささえあいプロジェクト』の実績とそこから見えた各地域における現状や課題は何か」というお尋ねですが、このプロジェクトは「高齢者に係る地域課題を住民や関係機関が共有し、高齢者を支える地域づくりを図る」ことを目的としています。実施内容としましては、地域役員等による意見交換会と認知症サポーター養成講座の開催をしております。

平成27年度の各地域における実績につきましては、地域意見交換会が11回で99名の参加、認知症サポーター養成講座では、9回で204名参加の実績となっています。

意見交換会の中で見えてきた現状としましては、自治活動が盛んな地域は、誘い合いや見守りがされていること、買い物については、配達やトドックおよびカケルくんなどをうまく利用されている半面、課題としましては、高齢者の足の確保の他、気軽に集まれる場所を求めているものの、老人クラブの役員になりたくないなどの理由で、参加にちゅうちょされている方も多いという実態があります。

また、このプロジェクトを通して、相談業務等では面談の機会の少ない男性の方が、介護の相談窓口や認知症の初期症状を知るきっかけとなったことも大きな収穫と考えています。

2点目の「介護家族を支えあう会『かなえーる』のこの一年の実績と課題は何か」というお尋ねですが、この事業の目的は、専門家のお話を聴いたり、介護家族の方同士で情報を共有することで、精神的、身体的な負担の軽減を図ることですが、最近では外出の少ない認知症の方も一緒に参加できるように、ボランティアの方にお手伝いをいただきながら開催しているところです。

実績としましては、毎月1回で年間12回の開催ですが、平成27年度は実人数で23名の方、延べ人数で38人の方に参加いただきました。

平成28年度はボランティアの方も自由に参加できることとし、8月末日現在において

5回実施しておりますが、実人数で29名、延べ人数で53名の方が参加されております。

課題としましては、認知症の方は外出の機会や交流も少なく、家族と自宅で過ごす時間が長くなり、家族の介護負担の増大につながっているため、地域の中に認知症の方が集える場所が必要とされていることかと思えます。

3点目の「来年度以降の介護予防事業の具体的計画と内容は」というお尋ねでございますが、介護予防事業は国の制度改正による見直しが行われ、高齢者を年齢や心身の状況等によって区別するのではなく、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業として、市町村が住民に対して強い動機付けを行って、住民自らが運営する通いの場を充実し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することとしております。

本町では、これまで介護予防給付であった訪問介護や通所介護と地域支援事業の介護予防事業が、平成29年度から新総合事業に移行すると同時に、住民同士の支え合いや住民主体の介護予防事業を促進するため、「ふまねっとサポーター養成講座」の開催のほか、「介護予防の体操」などを地域に広げるための人材育成に取り組んでおります。

具体的な計画と内容としましては重複しますが、通所介護としてデイサービス、通所型サービスとして筋力維持による生活機能の向上が目的の「筋活クラブ」と「はっちゃき塾」を開催、一般介護予防事業の中の地域介護予防活動支援事業としては、各自治会で開催されています「ふれあい事業」等、住民主体の各種事業を展開するための支援をすることとしています。

4点目の「町の実情に合った『地域包括ケアシステム』の構築に向けてどのような取り組みを考えているか」とのお尋ねでございますが、地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供されることを言います。また、高齢化の進展状況には大きな地域差があり、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要だと言われております。地域の住民一人一人から専門職に至るまで、さらには地域の住環境も含めてそれぞれの役割を果たすことで対応していこうという、いわば地域の資源を総動員するシステムです。本町においての大きな課題は、訪問診療ができる医療機関の不足と24時間体制の在宅サービスがないことでございますが、入退院の高齢者情報共有のため、北見市医療機関・在宅ケアマネージャー連携会議において、かねてより検討されてきた退院調整の整備を進め、10月から運用が開始されることと、認知症の早期診断・早期対応の機能を果たすための「認知症初期集中支援チーム」の体制づくりにおいては、保健所が中心となり、各市町村が体制を組めるようになりました。

また、昨年からは本町に合った生活支援サービスを検討するため、協議体研究会を開催してきましたが、これまでの社会福祉協議会と福祉保健課の職員に加え、今年度からは社会教育課の職員も参加して、サービスの充実について検討しています。今後は、生活支援体制整備を推進するため、住民の方や町内の関係機関の方にも参加を呼びかけ、平成29年に協議体を立ち上げる予定です。

今後、団塊の世代が75歳を迎える2025年をめどに、関係機関などとの連携を図りながら、地域包括ケアシステムの体制をつくり上げていきたいと考えています。今年度は住民の方を対象に、助け合いの講演会やワークショップを開催し、一步一步着実に前進さ

せたいと思います。

5点目の「町民のニーズに応じた安心して暮らせる住まいの確保について、今後どのように考えているか」というお尋ねでございますが、現在、町には介護を必要とする高齢者の方の施設として、介護老人福祉施設「くんねっぷ静寿園」、認知症対応型共同生活介護「グループホームはるる」、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、高齢のため独立して生活することに不安がある60歳以上の方が入居できる施設「ケアハウスほなみ」があります。

自立されている高齢者世帯の方は、持ち家や公営住宅で生活することで、介護保険による住宅改修費支給制度や緊急通報システム設置等の各種サービスを利用することができますが、高齢者率は年々上昇し、独居および高齢者夫婦世帯が増える中、持ち家の老朽化や構造的に改修できないなどの事情のほか、除雪の問題もあり、まちの中に高齢者住宅が必要とされてくることが予想されます。

また、他市町村では、サービス付き高齢者住宅を建てたところ、職員が集まらなくてオープンが遅くなったケースがあると聞いていますので、今後は住宅を必要とされる方や高齢者向け住宅の動向を見極めつつ、民間活力を活用しながら、支援の方法などを検討していきたいと思います。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 項目に従いまして再質問していきたいと思います。ささえあいプロジェクト、昨年からはまりまして、役員とかそれから認知症サポーター養成講座も重ねて11回で99名の参加があって、サポーター養成講座が9回で204名の参加という実績を教えてくださいました。今後も来年度の4月からの総合事業に向けて残りの地域ともこういうのを重ねていくのだとは思いますが、このささえあいプロジェクトを実行していく中で保健師さんたちが主に各地域を回っている方々とお話し合いを進めてきたと思いますが、一番地域との支え合うという、そういう仕組みづくりをする上で一番大事なことはなんだったんだろう。そこの課題に向けた解決策はなんなんだろうという具体的なものが見えてきたのだろうか。そして、今後29年度以降ですね、その総合事業が進められていく中で、このささえあいプロジェクトは継続されるのであろうかと。その辺の計画などを教えてくださいたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） ささえあいプロジェクトにつきまして、各地域においての保健師から見た課題だとかについてでございますが、やはり先ほど町長からも言いましたように足の問題が課題かということでございます。それと先ほども申しましたように老人クラブ、それになかなか高齢になればなるほど進んで参加できない方がいらっしゃるといふことと、あとは今はいいんですけど、この10年後、20年後、自分が本当に高齢になったときに誰が支えてくれるのかということが何か課題として見えてきております。また地域もどんどん子どもがいなくて高齢化していきますので、そういったところでは班単位で見守りをしている自治会もありますし、本当に自治会によっては、積極的にお年寄りに関わってくださっているところもあるようですので、その辺の温度差をどうしていく

かということもあるかと思えます。このささえあいプロジェクトが今後も継続されるのかということのご質問でございますけれども、これにつきましては、一応3年間という期間限定で進めているプロジェクトでございます。3年かけて全自治会を回る予定であります。27年度は初年度でしたので10か所回っております。28年度につきましては、先に意見交換会をして、その後に認知症サポーター養成講座を開催するんですけれども、意見交換会だけ27年度に終わっていて、28年度に認知症サポーター養成講座を実施というところが2、3か所あるものですから、28年度は13回予算を組んでおります。ですので、そのままいきますと29年度6回開催して一応終了ということで考えております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） このささえあいプロジェクトは、国が地域で、介護保険からはずされた人たちも含めて地域で高齢者を見守りなさい、あるいは支え合う仕組みづくりをなさいということですが、そう簡単に地域で「わかりました。そうします」というわけにはいかないということが現状だと思うのですが、それを一番よくわかっているのが今までも訪問とかを重ねてきた、この10年間地域包括支援センターで高齢者の見守りを続けてくださっている保健師の方々だと思います。その実績もこの10年間の実績を見てみましても本当に相談業務がものすごく増えているなど。高齢者が増えていくとともに相談業務が増えているなどということも感じます。それを各地域に自分たちが出向いてその役員を通して、あるいは認知症サポーターで集まってくださった地域の方々を通して、さまざまな生の声を聞けるというのは多分事業の取り組みとしては大変でしょうけれどもとても意義のあることではないかなと思います。3年間の取り組みだということで、一応来年度で終了ということですが、これをきっかけにですね、やはりどんどん地域が高齢化して疲弊していくという現状を踏まえて、やはり年に1回でも、答弁の中にありましたように自治活動が盛んな地域で見守りとか誘い合いが積極的になされている地域と、そうではない地域との差がきっと見えてきているのではないかなと思うので、その中からピックアップしてでもいいですから、ぜひこういう取り組みは今後も続けてほしいな。保健師さんが全部の高齢者を回ればいいんでしょうが、そういうことは現実には非常に厳しいわけですから、やはり地域の人たちがそこをどう捉えるかということを生声を聞くというのはすごく大事なことだと思うので、ぜひ今後もいろいろなかたちを変えてでも続けてほしいなと思います。

二つ目の認知症の介護家族を支えあう会のこの1年と言ったのには、私なりに理由がありまして、その前は多分ここに書いてあったボランティアの方たちが中心になって役場のボランティア室で同じ2時間ぐらいお話していたんですが、なかなか後半、本当に相談に来たい人たちが集まってこない、ボランティアの人ばかりだという現状がありまして、保健師さんの中からもっと場所もたんぼぼの方で夜も含めてと、保健師さんの方から昨年から提案があって、一応ボランティアの会はそれで自然消滅みたいなかたちにはなりましたが、こういう小さい町ですとやはりそこに加わっているボランティアの人との人間関係もありまして、なかなか自分の家の内情を相談に行くというのは、しづらいという状況があります。やはり専門職である保健師さんなり、グループホームの三木施設長などが相談を受けてくれるとすごくいいのかなと。今年初めて7月に行われましたRUN伴なんかを見てみますと、これまでの保健師さんを中心にして認知症サポーター養成講座などで

広めていったことが、ものすごくかたちになって現れているなど。それは私も3組ほど参加を呼びかけたときに、すごく快く返事をしてくださって、家族の方も、それから認知症患者といわれているご本人もとても笑顔で終始笑顔で楽しいイベントになったということは、そして沿道で応援なさってくださった方々もおそらくそういう養成講座などでいろんな知識を得た方も含まれているのではないかと。だからこれはすごく地道な効果が現れてきているのかなと思っています。今回のこの人数も見ても、おそらく今までとは違う、認知症の方も一緒に連れて行ったりとか、いろんな人が参加して下さっているのかなと。ここの「かなえーる」もそうですけれども、私が前に参加していた中で小さな小さな予算なんですけど、ぜひ組み入れてほしいなと感じていたことがありまして、地域包括支援センター通信あいあいの中にも「かなえーる」がいつありますよ、月1回ありますけど、その中で参加料は無料ですけれども、コーヒーとか飲み物は自費でお願いしますと書いてあったのですが、多分その「かなえーる」に行ってみようかなと思ったり、参加しようとわざわざ時間的にもつくって出ていって、そのためのお茶代ぐらいは予算を取れないのかなと前々から思っていたんです。保健師さんたちが「ごめんなさい予算がないんですよ」って毎回こう恐縮してボランティアの方々にも言っていたんですけれども、大した人数ではありませんし、それぐらいの予算をぜひ今後ですね、来年度からでもよろしいですから、組み入れてほしいなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず、先ほどのささえあいプロジェクトについて、西山議員から最後に地道な活動といえますか、こういった取り組みがこれからも継続されるようにということでしたので、かたちを変えてでも地域に入っていくということは必要だと思いますので、何らかのかたちでこれからも継続できればと思っております。

続いて、2点目の介護家族を支えあう会ですね、こちらの「かなえーる」につきましてですけれども、これにつきましては、今年度から若干かたちを変えまして、これまで出席できなかった方たちが多く参加していただけるようになっております。その際に飲み物代ですね、たんぽぽに払っていただくようにしてはいたんですけれども、これにつきましては、予算がつくかどうかわかりませんが、29年度予算に予算計上をしてみたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） よかったです。結局その一番のささえあいプロジェクトも、それからこの小さな取り組みの「かなえーる」の取り組みもそうですし、次の今年から行う「ふまねっと」のことも聞きましたけれども、全てですね、町民と行政が取り組みを通じてコミュニケーションをとる、それから集まってくれた参加者の中からもいろいろな人に出会えたという、それがもしかしたら4番目にある地域包括ケアシステムという難しい長ったらしい名前の、もしかしたら違う表現なのかな、姿なのかなと。ずっとこの今までのこの10年間の地域包括支援センターの皆さんの地味な取り組みをずっと見てきまして、それが本当に大事なことはないかなと思います。福祉のいろいろなことをわかっていらっしゃる町長にちょっとぜひ伺いたいのですが、この地域包括ケアシステムを40年以上前に取り組みを行った町のことをご存じでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと具体的に。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 申し訳ありません。クイズみたいな出し方をしてしまいました。実は広島県の今は尾道市になるんですが、40年以上前に御調町^{みつぎ}という8千人ぐらいの農村の町がありまして、その御調病院の外科の山口先生という方が、外科ですからいろんな手術をして高齢者の方々がお家へ帰って、よくなってよかったなと思ったら、1年後、2年後にもう動けない寝たきりの状態でまた再入院するという状態が続いてきて、一体自分たちの医療はこれでいいのだろうかという疑問で、それからそのころに今のまだ介護保険などありませんでしたから、地域で医療だけではなくて、保健もそれから地域も全部含めて、そういうセンターを作らなければいけないということで病院の中にリハビリも含めた退院後の患者さんへの見守りシステム、それが地域包括ケアシステムというふうに、その当時、だから今の概念の本当の出発点だということを今回調べていく中でわかりまして、そして別に知っているから知らないからどうだというのではないですけど、今まで私、何回もこの質問をしていて自分自身がそれってなんなんだろうって、全然姿が見えなくて、それで今回も質問に立ったんですけれども、この内容を見えますと言葉ではなくて実際に医療関係者もそれから行政もそれから地域の方々もみんなで動くというか、実践していくことによって、コミュニケーションを図っていくことによって、いろんなことが見えてきてという、それが結果として、そういう見守りシステムになるのかなと。訓子府町は本当に前々から言っているように5千人ちょっとの町ですから、今、団塊の世代も今年度で今のところ65歳から69歳が483人ですから、あと9年後の問題の2025年に今の後期高齢者より100人ちょっと多いぐらいなのかなと。だからこのまま今、保健師さんたちがやっている体制づくりを地道に続けていければ安心なのかなとは思いますが、その保健師さんたちを人事として司る首長としての立場でいいますと、今の保健師の体制、この地域包括支援センターのこの10年の中で結構2、3回ですわ変わりましたよね体制がね。今は保健師さんが3名でいらっしゃいます。私たちが見えても、きっといろんな制度が変わるたびに事務処理、それから地域へ出向くこと、それから訪問すること、多方面にわたって活動というか仕事の内容が多様化していると思うんですが、この3人の体制はどうなんでしょうか、保健師さん全体で今1名ぐらい足りないのかな、そういうことも含めまして、首長としてはどういう今後のことも含めまして、保健師さんの体制強化について、簡単にお問い合わせいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど私に「知っていますか」と言ったところの名前があがりましたので、よく知っています。東の沢内村、西の御調町と言われて、福祉と医療の関係でいいますと、旧御調町は今、尾道市と合併したけれども、唯一町立病院が黒字経営でありまして、そして地域のボランティアや地域的なケアシステムとマッチしながら続けてきたという経過がございます。尾道市に合併して今、尾道市立になりますけれども、高齢者のうちで言いますとデイサービス、あるいは高齢者福祉施設のようなものが一体的なものの中で非常に頑張っておられるという姿はよく、ちょこちょこ行きますからわかります。

それから今、3名の保健師、それから健康増進係が2名今おりまして、本当は健康増進係の方でもう1名今年の春に採用する予定でしたけれども事情で採用辞退が出てまいりま

して、現状としては二つ合わせて5名ですから、本来は6名ということですが、全体の仕事量等も含めながら検討しながら、これらについては増員あるいは現状でやってくれるかどうかということも含めて、はたまた保健師だけではなくて福祉関連職員といったものが必要なかどうかということも総括的な検討がやはりこれから必要だというふうに考えていますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですね、私たちの町に合った、実情に合った地域包括ケアシステムと口で言うのは簡単ですが、仕組みづくりというのは、昨日やって今日できるものではありませんので、先ほど課長の方から説明がありましたように、この今の保健師さんの体制でぜひ、今までささえあいプロジェクトは地域に出向いて行って、でも「かなえーる」は来てくださいでした。来てくださいの中で来れた方はまだ、本当に行ってもよかったよという声も聞かれます。ただ、行きたくても行けない方、介護をしているわけですから、それからまだまだ人によっては認知症ということが人に知られたくない。恥ずかしいという考えの方もまだいらっしゃいます。サポーターの養成もまだまだ今後続けていかなければいけないと思うんですが、そういう表に出てこれない方々に対する訪問なども行っているとは思いますが、その実態を通した中で、そういう表面に出てこれない方々への支援というのは、どういうふうに考えていらっしゃるのか、実際やっていますかとお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 「かなえーる」などに自分で出てこれられない方ということでございますよね、それで実際に認知症の方で認知症だという診断を受けていない方には、新しい仕組みとしまして、認知症初期集中支援チームというものがこれから立ち上がります。その中で診断を受けていない方とかについて、医師や保健師や資格を持った方たちの中でチームをつくりまして、そういうところに情報が入ったところについて訪問をしたりだとか、病院にかかるようにだとか、そういったことで早期に発見、早期診断をしてもらって早期発見につながるように、認知症の進行を少しでも遅らせるようにということで、その取り組みが29年度から始まることになっております。実際に認知症の正確な数字というのはわからないんですけども、病院にかかっている方もいますし、病院で診断を受けていても人には言いたくない方もいますし、こちらではなかなか数字をつかむことができないんですけども、高齢者の人口というのが65歳以上で今年の3月現在で1,872名いるんですが、およそ認知症の方は10%程度いるのではないかと推測しております。ですから介護疲れだとか、そういった方がますます増えてくるのではないかなと思いますので、できるだけ認知症というのは隠す病気でもなんでもないとしますので、声を上げていただいて、そしてまたそういう情報が地域からくれば、こちらからも訪問してということで、そういう地道な活動はこれからも続けていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 5点目の住まいの確保についてですが、先ほどの地域包括ケアシステムと照らし合わせてみますとハード面では役場があって病院があって特養があってケアハウスもあってグループホームがその裏手にあるってすごく環境的にも私たちの町

は恵まれているというか、整備が整っているのかなど。あとはその中のソフトの面がもっとももっとこうさまざまな取り組みをしていけば、いろんな町民の方がそこに関われるのかなという気がします。この住まいに関して、特養に入れる方、出る方、それからケアハウスにも入れている方はいいんですけども、一人住まいの方が大変多くなっていて、公営住宅も今一人住まいの方を近くに皆さん住んでいるというふうに計画の中でやっていますけれども、そういう方々がまだ介護に至らなくても、今後そういうおそれがある場合に、何て言うのでしょうか、新たにサービス付高齢者住宅みたいな建物を造るとまた違う問題がいろいろ出てきますし、予算も大変ですから、せっかく公営住宅で一人で住んでいる方たちが安心して日々を過ごせるようなセンター方式、センターと言ったらおかしいんですけども、皆さんが立ち寄ってそこに保健師さんたちが定期的に来るとか、そういう何か仕組みづくり、せめて公営住宅の中とか、高齢者が多い住宅地にそういうことってできないでしょうかね。ちょっと漠然とした言い方で申し訳ないんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 全体通してですね、1番の質問から5番も含めて全部関連性のある、しかもそれは非常に住民に保健師たちの啓発的、あるいは実践的な取り組みによって非常に少しずつ輪が広がってきて質的な高まりを見せてきているというところは本当に狙い通りのところだと思っています。ここに至るとき、例えば「かなえーる」の前のささえあいプロジェクトのときにも保健師たちと私と相当な議論をさせていただきました。やはり保健師さんたちはできるだけ認知症対応をとということが私たちの町で言うと近々の課題だと。そのサポーターにより多くの方が町内会だけではなくて実践会も含めてそういう認識を持つ、資格を取ったりしながらも日常的に町民が認知症の方々を支え合うような状況をつくっていかなければ町長駄目なんだという考え方であります。私は各地区ごとに1週間に1回でも保健師や作業療法士や理学療法士が出向いて地域的に中心的なところで人々が集えるような状況をつくっていくということを大事にした方がいいのではないのかという議論がありました。これはとりもなおさず先ほど議員からも出ましたように医師や福祉関係者の専門職やそういった人たちが出向いて、そして、できるだけ近間の中でそういう環境をつくっていくことが重要だということを提案したつもりなんですけど、やはり時期尚早だと。もうちょっと時間がほしいということでしたから、あらためてですね、まだまだ国はあまりいいことを考えていなくて、要介護1・2も介護保険からはずそうなんていうことを考えているようでございますので、そんなことを期待していてもこれ駄目ですね、あらためてこれからの状況をどうやって確かなものにしていくかということを含めてですね、地域の皆さんとともに、さらに前へ進めていく時期に来ているんだろうなと思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 毎回、私の頭の中でいつも質問しているうちに混乱しちゃうんですけども、申し訳ないですが、厚生労働省の中で全国の来年度の改革に向けてもう既に実践している全国のいろんな市町村の50例の実例がありまして、それをのぞいてみても、結構ヒントになることとか、実際そこに発表されていることと現状がどうかというのは私も疑問を感じるんですが、うちの町でどういうことをしたらもっと地域の人たち

が、そういう意識が高まってみんなでやらなきゃねという、そういう意識になるのか、やはりコミュニケーションを図る時間とか場所とか、そういうことをもう少し実践していく、もう町長ではないですけど、あまり時間はないという感じがいたしますので、ぜひその辺をいろんな協議体の中でこれから進めていくとか、そういう答弁の中でありましたから、そうですね、いろんな方の意見がそこに届くような、地域ケア会議とかというのがありましたけど、そこら辺はどこがどう違うのか私自身ちょっとわからないんですけど、とにかく、こうした方がいいよねとか、もっとこういうふうにした方がいいんじゃないかという意見を出し合う機会をもっと活発にして、そしてそれを即やれることから早めに実践していく中で見えてくることがあるかと思うんですが、最後にすいません本当にまともではなくて毎回申し訳ありませんけどお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 地域ケア会議等も含めてですね、かなり日常的にそれぞれの専門集団やあるいは広域的な近隣町村、それからうちの町の福祉関係の職員の人たちが集まって定期的な会合も開いているようでございますので、できるだけそういった中で具体的にうちの町にふさわしい介護システムをどうやってつくり上げていくかということをやったりしていかなければいけないだろうと。例えば、今年から始めました理学療法士に来ていただいて、ケース4人1クールといっているのか、4人1クールを2クールでやはりうちで関節痛やいろんなそういう膝やいろんなところに障がいのある方々がここに来て理学療法士の指導を受けるとかということをやっと歩き始めたという状況でございますので、そういう点では質と量の広がりをやったりこれからもつくっていかねばならないと。その点ではいろんなご意見をまた伺いながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですね、その理学療法士さんのそのことも聞きたかったのですが、わかりました。とにかく地域包括支援センターで出している「あいあい」ですね、あそこに今までも保健師さんたちがいろんな情報をわかりやすく出してくれているので、きっとあの通信が出たおかげで地域包括支援センターは一体何をするとところで、何をしているのかということがとてもよくわかるようになったのではないかと思いますので、そういうリハビリに関してもぜひこれからも町民にわかりやすい言葉で知らせていただいて、そういう気が付いたら訓子府の地域包括ケアシステムって、こんなもっとわかりやすい名前がいいなと私は思うんですが、こういう支え合いの仕組みが気が付いたらできていたねという、そんな町であってほしいなと望みます。すいません、まともではなくて。これで一つ目の質問を終わりたいと思います。

二つ目の質問です。

芸術作品移設後のレク公園のあり方とまちづくりの未来図は。

ことわざ大辞典で「芸術」をひもときますと「芸術は長く、人生は短し」という、古代ギリシャのお医者さんであるヒポクラテスの言葉から転じた格言が目にとまりました。「人間の命は短い、すぐれた芸術作品は作者が死んだ後も長く残るものであるから芸道に精進すべき」と意味が書いてありましたが、本町出身の故水本修二氏の彫刻作品「関係空間」移設のことは、町民の間でも話題になっているようです。7月の臨時議会でも賛否両論あ

り採決も拮抗し可決されました。8月に移設場所がレクリエーション公園内と決まったわけですが、今後の活動方針に沿った取り組みが実践される中で町民の憩いの場としてのレク公園のあり方とこれをきっかけとしたまちづくりの未来図をどのように描いているのか、町長と教育長の考えを伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「芸術作品移設後のレク公園のあり方とまちづくりの未来図」について、お尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

レクリエーション公園につきましては、小さいお子さん連れの親子や遠足の子どもたちが、遊具や親水施設などで楽しい時間を過ごすなど、子どもたちの健全な育成の場として、そして、全町的なイベントや町内会など地域単位の憩いの場として、多くの皆さんに親しまれております。

把握できる事前に申し込みのあった団体利用だけでも、毎年3千人前後の利用があり、この春、雑誌で親水施設のある公園として紹介されたこともあって、天気のよい週末などは、町内外のかなり多くの親子やグループで賑わっているところです。

今年の秋には、水本修二氏の作品が展示されることとなりますが、設置予定場所から見ましても、今までの入園者の利用形態について、制約を受けるものではないと考えております。

今後は、町民・児童・生徒へのワークショップなど、大学等と連携した文化芸術に関するさまざまな取り組みが行われることとなりますが、この新たな取り組みが相乗効果として、一般の公園利用者の文化芸術に対する関心を高めることとなることを期待しているところです。

そして、中長期的には「パブリックアートによるまちづくり」の拠点となるよう、適正な維持管理に努め、町民の理解を得る取り組みを進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 議員の間でもいろんな意見が交わされて議論した前回の予算提案でしたが、決まった以上ですね、予算は町民の利益になるために使われなければいけないと私たち議員、議会はみんな思っていますので、この作品移設によって町民にとってよかったねと思えるようないろんな活動を計画に沿ってやっていただきたい。その具体的なことは今後、明日の余湖議員や河端議員の方から質問されると思いますので、私はその移設場所と決まったレク公園、そこに集中して若干質問をしていきたいと思います。従来はですね、今、町長の回答にありましたように町内外とても利用が多くて、本来は一番最初にいろんなパンフレットにありますようにきれいな芝桜がメインだったんですが、今、途中から芝桜はなかなか言うことを聞いてくれなくて、きれいに咲いてくれなくなりましたが、それまで公園の整備は何としてでも芝桜をというふうに職員の方も頑張ってくれましたが、まだ移設が決まったばかりですから、公園整備について、今すぐ答えが出るとは私も思いませんけれども、その芝桜をメインとした公園の整備とそれプラス今度この「関係空間」という、まだ町民も私たちも見ただことのない、その作品が移設された後の公園整備、どうでしょうか、どういうふうになるのか。芝桜との関係も含めまして簡単に今の考え方でよろしいです。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） レク公園の整備の考え方なんですけれども、レク公園につきましては、公園の使命という意味でいきますと、芸術作品がある、ないに関わらず、あくまでも前段町長の答弁にありましており子どもたちの健全な育成ですとか、町民の憩いの場という、この主題は全く変わっていないと思います。それで芝桜につきましては、従来から説明していきましておりどうか我々も今芝桜を再生させようと努力しているところで、新たな苗を買って植え始めたというのが平成25年からなんです。それで3年間やってみてどうか結構根付きも大分よくなってきたということがあって、実は今年度いつもの倍、毎年の倍の1万6千株をちょっと予算を付けていただきまして、今まで春先だけの移植だったのを春とこの10月、この2回に分けて今後3年間そういうかたちで、予算付けばの話ですけれども、やっていってなるべく芝桜を再生させていきたいというふうな願いを持ってやっています。これについては芸術作品の存在に関わらずこういった取り組みについては進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） わかりました。今までのやったことが無駄にならないように芝桜もきれいに咲いて、そして作品も皆さんに喜んでもらえるような展示になるように期待していきたくと思います。まだ自分の頭の中でも想像、皆さんに見せていただいた図面を見て想像でしかないんですけれども、おそらくああいう大きな、しかも誰も見たことのないような作品、抽象的な作品がああ公園にぽんと置かれた場合、いろんな反応があると思います。残念だったのは、今回のいろんな議論の中で世界的に有名だった人があんなもの、こんなものになってしまったって。でもそれもやはり実際見て判断していく中で、もしかしたら子どもたちや若い人たちにとっては何か刺激になるのかもしれないし、これはもう私たちの年代ではわからないことなんですけれども、これ教育長にお伺いしたいんですが、これからですね、今までも町民向けのイベントというのが公園の中で行われてきましたけれども、この作品を移設することによって、今、教育長の頭の中で考えていることでいいんですが、どのようなイベントがふさわしいとか、何かイメージされることがありましたらお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 水本氏の作品の移設に伴って今後のレク公園との関連性というか、今後のそういうようなことを活用したまちづくりをどうかというご質問だと思いますけれども、ご存じのようにレク公園に移設いたしまして、あの作品自体が一番専門家のご意見の助言からも空間が広がりを見せているという部分も含めまして、あの場所がふさわしいというご助言もいただきまして、私どもとしましてもレク公園に設置ということを決めたわけですけど、水本氏の作品だけではなくてですね、従前からお話しているように武蔵野美術大学との産官学プロジェクトの中での学生作品等の彫刻も含めた中で、例えばその作品とか関連性とか展示とかも含めた、例えば彫刻の広場的なものも今後検討しながらですね、先ほど町長からお答えしたように町内外から多くの方が訪れております。それは公園だけではなく、社会体育施設とかグラウンドとかさまざまなこともありますので、そういう総合的な場所ということを含めまして、公園の機能とそういう芸術の機能を合

わせた相乗効果を狙いながらですね、今後発展的な、例えばさまざまな取り組みについてですね、今後検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 私は芸術に疎くて大したことは言えないんですが、先日同じようにイメージしたときに、あの作品と芝桜と丘とイメージしたときに、あの前で音楽はどうかなって。それこそオニオン楽団とかスクールバンドとか野外のコンサートをしたら、ちょっといいんじゃないかな、なんてふと思ったりもしましたが、さまざまな文化団体に限らずですね、反対意見も含めた中でいろんな意見を取り入れて、そして町内だけではなくて、北海道にああいうものをこういうかたちで移設するというのは、ちょっとまれな、いい悪いは別としてですよ、まれなことだと思いますので、これが今後、町民のために本当に利益になるためにも職員の腕にかかっていると思いますので、これから具体的な計画を立てていく中でいろんな人の意見を聞いてよいものをぜひ計画して実行していただきたい。そんな気がいたしますけど、最後に町長お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 札幌のモエレ沼公園で野口さんの巨大彫刻が1点あります。おそらく来週あたりにそこでマラソン大会が開かれるということも聞いておりますので、私は文化芸術のみならず、あのレクリエーション公園を一つの財産にして、さらにいろんなかたちで芸術文化、スポーツも含めた広がりをもっとやってつくっていくかというのが、まさに私たち職員もそうですけれども、住民の方も参画していただきながらつくり上げて広げて発展させていくということがこれから求められているんだなと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今後の訓子府町の福祉の充実と芸術文化の発展を心から願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 9番、堤です。では通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、訓子府町公共施設等総合管理計画について。

平成26年4月、総務省より平成28年度までに長期視点に立つ公共施設等総合計画の制定を求められ、当町では「訓子府町公共施設等総合管理計画」その内容について、先に提示を受けました概要版からということで説明を求めます。

1番目に、公共施設等を50年間現状維持で更新費用を試算すると約927億円、年平

均にすると19億円の負担額とありますが、この負担金の試算には補助金・交付金・過疎債等の見込み金額は含まれているものか、町の実質的な負担としてはどうかということをお伺いいたします。

2番目に、公共施設等の更新年度別・施設更新必要額で示される主な公共建築物は何を指すのか、特に近々に迫る公共建築物とその更新費用試算額についてお伺いします。

3番目、こちらの方にあります訓子府町公共施設等管理計画書概要版で書かれている中の第3章で示す公共施設、これ建築物というふうになりますけれども、に関する基本方針を定めたその考え方についてお伺いいたします。

4番目に「総合管理計画書は総合計画実施計画との整合性を図りながら基本的な方針を整理する」とありますが、管理計画は実施計画の管理チェック、再考察を図るためにあると考えて良いのかどうか、また、その実際、活用はいつから取り組まれるかを伺います。

5番目に「この計画は議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で共有化を図る」とありますが、計画書自体どこまで、またどのように開示していくのかについてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町公共施設等総合管理計画について」5点のお尋ねをいただきました。

1点目に「公共施設等を50年間現状保持で更新費用を試算すると約927億円、年平均にしますと19億円の負担額とあるが負担金の試算には補助金、交付金、過疎債等の見込みが含まれているか、町の実質負担額なのか」とのお尋ねがございました。

公共施設等総合管理計画では、全ての公共施設を耐用年数どおりに更新した場合に2065年までの費用を推計したものであり、その費用の中にはご質問にある補助金、交付金、過疎債等の財源については計上していませんのでご理解願います。

次に、2点目の「公共施設の更新年度別・施設更新必要額で示される主な公共建築物は何を指すか、特に近々に迫る公共建築物とその更新費用試算額について」のお尋ねがありました。

本計画では、本町の公共施設を全て対象としておりますので、主な公共建築物は平成27年度決算書の「財産に関する調書」をベースとした全ての建築物を対象としております。

また、今回の計画書では、耐用年数どおりに更新する場合の試算で、平成27年度末時点の耐用年数を超過している建築物では面積が約2万㎡、更新費用が約29億円と試算しております。

次に、3点目の「第3章で示す公共施設（建築物）に関する基本方針を定めた考え方について」のお尋ねがありました。

公共施設等管理計画の策定指針につきましては、国より地方自治法に基づいた技術的な助言として通知されています。

策定指針では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方と施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を記載すべき事項として定められていますので本計画では公共施設全体の方針を第2章の公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針に、施設類型ごとの方針を第3章施設類型ごとの管理に関する基本方針に掲載しているところです。いずれ

にしましても総論としての計画であることはご理解を願います。

次に、4点目の「総合管理計画は総合計画実施計画との整合性を図りながら基本的な方針を整理するとありますが、管理計画は実施計画の管理チェック・再考察を図るためにあると考えてよいか、また活用はいつからか」とのお尋ねがございました。

議員が言われている部分は第3章「施設類型ごとの管理に関する基本方針」の「2. インフラ資産に関する基本方針」に記載しておりますが、河川、上下水道、公園に関する部分の基本方針であり、各施設ともに管理計画で定める方針による検討を行い、施設計画を策定し総合計画実施計画に登載することとなります。

そういったことから、公共施設等総合管理計画の方針による検討を踏まえて総合計画実施計画に登載されることとなります。

なお、計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間となっております。

次に、5点目の「この計画は議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で共有化を図るとありますが、計画書自体どこまでまたどのように開示するか」とのお尋ねがありました。

ご質問の3点目で申し上げましたが、国の策定指針に示されている項目であり、計画書では公共施設の適正配置の検討をする際に認識の共有化を図ることとしていますので、本町においては個別施設の配置を検討する際に広報やホームページ等を活用し、個別施設の配置や計画書の一部を随時情報提供することとなります。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 今ご回答いただきまして、総括的、何て言う表現でしたか、総論としての計画であるというふうなご回答もいただきました。ですけれども今回この中に明示していますように、いろいろな情報等を含めて、町民等も含めて共通認識を求めるためにこれも活用していくというふうに出ておりますので、そういう面におきまして、先ほどにもやはり、先ほどというのは前段、前段というか、前回、前々回等含めまして、いろいろな公共施設建設物に対する部分において、議会もいろんな部分でもめるといいますか、情報がほしいとかいろいろなことがありました。そういうことも含めて、こういうような計画、実施計画だけではなくて、こういう管理計画という、ある意味で逆の部分で歯止めをかける部分になる可能性もあり得る。つまり将来に対する不安やそういうものがこういうふうにありますよということが明らかにわかるというのは大事なものだと思しますので、そういう部分に関して、ちょっともう少し詰めて質問させていただきたく思います。

概要版ということで細かくちょっと把握できないものも含めるものですから、ちょっと合わせて聞きたいんですけども、維持管理コスト7億400万円ですか、更新費用は年間で18億5千万円、19億円という表示になっていますけれども、合わせますと25億円から26億円、年間、このままの状況でいけば必要になってくるというふうな考え方で書かれているんだと思います。当然、先ほど質問の中でご回答いただきましたように試算に関しましては交付金、起債等、いろいろな部分、補助金ですとか、そういうものはくみされていないということですので、この今まで数字が出てくると金額自体がひとり歩き、

こういう施設にはこういうふうにかかりますよというのだとか、そういうものになってしまうと思いますので適正適時、またそういうものに対する判断で細かな説明がされてくるというふうに考えていてよろしいのでしょうかという部分と、あともう1点、その部分で出てきました行政にとって維持管理コストの中に減価償却費の掲示で、それをコストで、金額、大幅に占めるという表示がございます。行政の感覚の減価償却で、ここをコストとして見ているという意味がちょっとわからないというか理解できない。これと合わせてご説明いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 1点目にご質問がございました公共施設の更新費用と維持管理コストということで、年間25億円程度ということで示されているということでご質問ございましたけれども、後段2点目の維持管理コストとの部分とちょっと関係してきますけれども、実態とするとこの計画自体は町でも実施しております公会計の基準にのって進めている部分でもありまして、そういった意味では12月に4表というかですね、財政の指標と一緒に広報に折り込みをしておりますけれども、公会計基準に基づいて実施しているということで、そういった意味では、減価償却費については、ここでは3億2千万円ほど計上をしております。単式の会計から申し上げますと、7億400万円から引くと3億8千万円ということで維持管理については単式の会計上、今言われている議会にかける予算とか、そういった部分でいくと3億8千万円の費用がかかっているということです。それと合わせて更新費用については19億円ということで単年の部分をお示しをしておりますけれども、これは単純にですね、50年間の部分927億円を50年で割ったら年間こういうかたちになっているということでございますので、堤議員から2点目で質問がございました部分で町長からも答弁してございますけれども、現状でいきますと耐用年数切れの建物が2万㎡ございまして、更新費用29億円というふうにお答えしてございます。グラフの表についても2015年から2019年までは、いわゆる建築物に対しては32億円というような数字をあげてございますので、そういった意味では、現実に19億円かけてやるかどうかという問題もありますし、その19億円に、1点目のご質問にもございましたけれども、補助金や交付金、起債等は計上してございませんので、そういった意味では、個別の施設ごとにですね、建設時については、議論になったスポーツセンターのようなかたちで一定の枠を組んで財源対策をしながら進めるというのが実態だと思われま。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 説明はもっともだと思いますし、わかるんですけれども、それ以上はというのわかります。ですが実際に町民と私も議会もそうでしたけれども、具体的にこれ先に専決された議決事件ですので、それが問題だという意味ではなくて、決まったことに関しても検証はしていくべきだというふうに私は思いますので、あえて言いますけれども、認定こども園建設ならびにスポーツセンター建て替えに関しての基本設計などにおいても、町民が将来に対して不安を感じ、町民、議会もそうでしたけれども、将来というものに対する明確な、明確なと言ったらあれですけれども、安全であるという部分、安心ができるという部分での、不安を感じたことよっての疑問の投げかけであったのではないかと。ですから、ここにせっかく出てきた管理計画、それと財政の見通しに対して、

大型投資に対する、先に対する不透明さが問題であって、将来の青写真が見えないということに対する町民の方の不満といたしますか、それがあった。だからああいうなかたちで説明を求めるといようなかたちになったと思いますので、今のせっかくこうやってこういうかたちで概要版といえども、公共施設、それでこれからいろいろな計画を進めていくに当たってのチェック機能、チェック機能という言い方、こちらの独断で申し訳ないんですけども、そういうものを兼ね備えたこういう管理計画というものは、ある意味では先ほど言いましたように、ここに書いてありますけれども、町民もいろいろ含めて共有し合って、これからの将来像をつくっていくものの元になるものとして、元と言ったらちょっと語弊がありますが、検証していくものとして判断しやすいものといふかたちに活用していただける方向を望むものだというふうに思っています。それでその中でちょっといまひとつ、全体聞きながら、総務省からの指針等があつて、こういうふうになっているんですよというのがありましたけれども、第3章という言い方でわかりますかね、施設類型ごとに関する基本方針といふかたちでうたわれております。その部分に対してちょっと疑問がありますのでお聞かせいただきたい。と言いますのは、前段で第2章までに対して、こういういろいろなかたちを検証しましょうと、特に大きくあるのは公共施設等なか統合、廃止、規模縮小等含めて検討する。要はお金がないから、そこら辺も含めて先の計画に対しては見直しをしていきたいと思いますという部分だと思います。そういう中において、あるものにおいては、そのような表記のとおりになっていたり、あるものによっては、もう決まっちゃって、このものに対しては、こうしましょうよというふうに見えるような節があるものですから、ちょっとここに対するものの基本方針の絞り込みに対して、また先ほどのご回答で平成27年度に耐用年数を過ぎているとかありましたけれども、実際にもうこういう計画試算の中で26年から計画組まれていますので、そこからスタートし始めているので、現在着工しているもの、例えば正直に言うところども園ですとか、そういうものの金額だとかが実際にはどういふふうにどちらに入っているのかちょっと判断つかないように思ったものですから、調べていけば数㎡だとか、いろいろ調べ方があると思いますけれども、ぱっと見た段階でつかなくったものですから、ちょっと細かくお聞きしたいというふうに思います。3章の1項、ちょっと手元に資料のない方には申し訳ないんですけども、3章の1項、公共建築物に関する基本方針の中で、地域集会施設に関するという項目があります。これは公民館のほか、コミュニティーセンター、集会所などがあり、全ての地域内に存在します。ここで結んでいるのは、これらを更新する場合は必要な量に削減（統廃合）を検討しますというふうに結んであります。この中には更新していく場合には必要な量に削減・統廃合を検討するという表記になっているんですよ、これは実際にはここの中に例えば地域会館、言葉はいいかどうかわかりませんが、長寿会館がこれは検討中の時期にちょうど当たっていたのかと思いますけれども、長寿会館に関しては更新する場合もう削減、統廃合が前提にあるとして検討する。ちょっとえっと思ったわけです。ですから、この表記でしぼり付けているものがどうか。もう一ついきますと学校教育に関連する施設、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ機能の充実を図る。結びは施設の長寿命化により現状維持・継続するものとしまうというふうに結んであります。これ意味はわかるんですけども、これはこの方針の管理計画の施設の再編成・管理に取り組み、将来にわたり取捨選択が必要であるという部分はもう解消されているのだと。だから基本方針

の中ではもうこれは解消、そういう部分の再編成や管理等はもう解消されていて、ちょっと違った読み方かもしれませんが、施設の長寿命化、現状を維持し継続するものとして生きてくるという、私には読まされたですね。ですからこういうふうに基本方針として、前段から2章までで挙げてきたものが、3章において、施設ごとにおいてしぼり付けをするというふうに私は解釈したんですけれども、そこら辺に対してご回答をいただければ、もう少し続けて、社会体育施設でしたか、スポーツセンターを指すんじゃないかなというふうに思っ言っちゃうんですけれども、スポーツ施設については老朽化と利用者ニーズを考慮し建て替えや施設の多機能化、大規模修繕を検討しますというふうに結んでいるんですね。

○議長（上原豊茂君） すいません、質問の中身が長いのでね、区切ってわかりやすくやり取りしていただきたいと思います。

○9番（堤 三樹磨君） わかりました。そしたら、今お聞きしました第2章までで、こういうふうに検討しますというかたちのものと、第3章での建物ごとに分けてこういうふうに逆に言うとしぼり付けをしているように読まされるんですが、その解釈はどうでしょうかということ質問させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今2章と3章のしぼり付けというかですね、そういった意味では、町長の答弁で申し上げましたけれども、国の方の策定の指針においては、施設の類型ごとに方針を定めなさいということで、そういう指針が出されておまして、そういった意味では、類型ごとの基本的な方針を定めたということです。

それでちょっと前段の部分でいろいろと言われた部分も含めてですね、ご説明したいと思いますけれども、まず全体の基本的な考え方ということは、議員も理解いただけだと思いますけれども、基本的には施設全体の総論としての考え方をここで述べています。そういった意味では、今後とも保持していく必要があると認められた施設については計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図りますと入れています計画では。3章でいきますとおのこの部分が出てきています。議員が4番目に言われていた学校の部分でございます。学校これはなくすわけにはいきません。それでこの施設に入ります。ただし、ここで言っているのは地域の実情と将来の人口推移を踏まえ、これがやるべきというか更新時期に検討する項目の一つでございます。それと合わせて地域会館のことも触れられてございまして、ここはもう完全にしぼり付けているのではないかと。これ地域会館というのは、歴史的にいろいろございまして、特に実践会地区にあった福野の中の沢集会所については、もう10年ぐらい前になりますけれども、地域への移譲というかですね、財産を全部移譲したことがあります。それと北訓の集会所、ここについても地域の方に財産を移譲というかですね、引き受けていただいたような部分がございます。そういった意味では地域会館、鉄北と末広等がございますけれども、元々は保育所が入ってございまして、施設としては大きい施設ということでございますので、そういった意味では削減・統廃合も検討の一つとしてあるかというふうに思っております。それと長寿会館の部分で更新を言われてございます。長寿会館については基本的には現在、町有財産を町内会連協の財産に施設を更新した後に移譲するというところでございますので、町有財産としての区分からははずれたのかなというふうに思っております。ただし長寿会館の部分につ

いては検討が27年度でございますので、本年度の検討の事項には入ってございません。それともう1点、こども園の部分がどこに入っているんだという、こども園10億円、建築費でいきますと10億2千万円ほどということで、こども園については、このグラフ上、グラフというかですね、これ堤議員と私しか見ていないのであれなんですけれども、基本的に公共施設等の更新年度別施設更新必要額、ここに2015年度から2019年度と記載がございまして、ここの32億円の中に10億2千万円は入ってございます。前段の方で建設中であったこども園も算定の対象としているというふうに入っておりますので、こども園の更新費用についてはここに入っているということでご理解をいただきたいと思っております。

すいません、ちょっと件数がありまして、もし漏れがあったら後ほどご指摘いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 今の回答も私の方で質問が長いというふうにご指摘を受けていましたので、答える人もあれなんですけど、何を聞きたいかという部分に關しまして、このせっかく、せっかくという言葉もどう当てはまるかわからないですけれども、訓子府町公共施設等総合管理計画概要版ですけどもお示しいただいた。これはどういうふうに解釈すればいいのかなど。つまり基本的には、町のこれから計画、10年なりなんりの計画でこういう施設、こういうインフラしましょうという実際の計画がございまして。それに対して私はこれにそういう進め方で計画書はあるけれども、こういう中で、要は自分の身の丈にあった部分はこうですよ、町の財政状況はこうですよ、町の中でこれが急ぎますよ、これが駄目ですよという検証をするために管理計画書の策定に当たったものというふうに入っていると思うんですが、ですから、今、課長が苦慮されて言われていたように、どれが優先ということもないのかもしれないですけれども、だけではいかないのも当然わかります。でもある程度までは、そういう出てきたものに対するこれから将来図に対する私どもも含め、外から見たものの判断していく材料としてなり得るものと。ですから今いろいろお答えいただいて、これはこちらに入っています、公民館はどうだというのわからない。そしたらこども園は造ったから、これはこちらの32億円に入っていますよとご回答を聞けばわかりますけれども、ですから、ああじゃこの問題は今度解消したんだなというふうに入度随時変わってくるものだと思いますけれども、ある意味でこういう部分が議会、それから町民が求めていた将来像、インフラ含めてこれから福祉関係なんかもどんどん財政を圧迫するものになる。その中でどういう方向を今後進めていくべきか、どれを優先していくか、こうやって方向、指針を出された。町長がこういうふうに入って、こういうふうに入ると言ったというものに対して、いやこれよりもこちらが優先ではないかというはたから見ると判断材料になるような気がするものですから、これの持つ意味合いは、こういうふうに入度随時求められるというけれども、じゃ今後これを出すことによって、行政側としては、これをどのように活用していくのだというかたちでちょっとお答えいただけないかと。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田彰君） 再質問いただきました。基本的にこの計画はなんぞやというところでございますけれども、議員が言われる将来の姿というかですね、頑張っても5年か10年ぐらいしか現状では見えないというところはございます。ですから、これで

言っている50年とか60年先というのは、われわれももう生きてはいないですし、そういう意味では見えないというのは確かにあります。うちの町というのは財政上どうなんだというところでいくと非常にですね、国のさじ加減ひとつで、全般にそうですけれども、どうでも動いてしまう。国が2億円削ると、もううちの町はあと何年もつというような議論になるというのは実態でございますそれは。それで将来の姿というのは、あくまで現在策定中でございますけれども、総合計画というのが最上位の計画として当然議会の議決も得ながら、議決というか、議論をしていただきながら議決を得るところでございます。総合計画とこの計画はどういう関係にあるのかというところでございますけれども、そういった意味では、総合計画では今回10年の計画ということで出しますけれども、ある程度建設の部分というのは出てきます。でもそれも建てますという議論、建てますというところはなかなか出せない部分もございまして、来年がたつと国の部分が落ちちゃうと当然うちの施設建設については5年までは見れないんですけれども、3年ぐらいの状況を見ながら基金も含めてですね、補助金、起債等含めてやっていくというのが実態でございます、そういう意味では耐用年数が切れたから建て替えをするという議論というのは現状ではございません。ですから耐用年数切れが2万㎡あるというのが実態で、あくまでこの耐用年数については大蔵省というか財務省で出している償却資産の耐用年数でしかないということがございますので、そういう意味ではこの計画書は個別の施設を更新するとき、または長寿命化というかですね、そういった部分、例えば50年の建物を80年間使うためには何をしなければならぬか。当然更新までの時期、間には診断をやって改善をやって長寿命化に関係する修繕なりというのが出てきますので、お金はかかりますけれども、そういう意味では80年になっているというところがございますので、ここで言われている現在の建築物でいうと154億円ですかね、この部分については、先ほどのこども園ではないですけれども、次やった施設は同じ価格というか更新時の価格に転換をしながら、この計画書というか、この表自体は動かしていくというようなかたちになるかと。行政は当然そうなんですけれども、議会も含めて共有化ということで前段の全員協議会ではご説明をさせていただいたというところがございますので、ちょっと回答になっているかどうかわかりませんが、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） わかりました。わかりましたというのは、位置付けというのは、ここの管理計画も含めて、これの検討も含めて、これからの実際の10年なりの長期の実施計画の中の、逆に言ったらこれもベースになっていくんだというふうなご回答だというふうに解釈してもらいました。ですけれども、やはり前段の話を言って申し訳ないんですけれども、スポーツセンターの基本設計等に当たって、議会の方からも多々質問が出たのは、やはり将来図の、要は予算的にこれから町としての台所をきちんとやれるのかという不安に対する質問が多々あったというかたちで、これもこれの中でもうたっているとおりに議会ないし町民とも情報を共有し合う部分というふうにならうように、ぜひともそういう中で、そのものによってでしょうけれども、例えば私なんかやはり気になるのは、前段でやる方向で決まっているでしょう図書館の建設、建て替えというべきでしょうか。というのは32年に実施計画をというふうな課長の方からお聞きしたように記憶しております。ですけれども、そのものに対して先に対する今言った程度の情報でも結

構ですので、どのようにこうかかる、そして耐用年数的にはもうここで切れていますよとか、いろんな情報を含めて、その施設、今回スポーツセンターをやるに当たっては、先に見えているものであったりだとかというものを含めて情報をこれからは開示していただくことによって議会が扱いやすいし共鳴もできる、もしくは反対もするというのも含めて、こういうかたちのものをこういうために作ってころころ変わる、当然わかります、作るのも、いやそんな簡単に言うものではないというのもわかります。正しくなるかどうかもわからないというのもわかりますが、せめてそういう先を見るというかたちを行政も苦慮されていることも含めてお伝えいただければなど。そしてこういうものを活用していく方向で進めていっていただければなどというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今のご質問の中の前段の部分でございます。スポーツセンターについては、第1回定例会の中で予算審議の中でさまざまなご議論いただきました。ただ、我々とか私が思っている部分でいきますと、町民への情報の提供が少ないんじゃないかというところのご意見が多かったかなというふうに思っております、そういった意味では、定例会後、ちょっと回数と人数はちょっとわかりませんが、およそ人口の1割強の方々へのさまざまな部分のご説明をしたかなというふうには思っております。それと図書館の部分です。これについても議員言われて、確かに32年という数字を私の方から言っておりますけれども、前段の言葉がございまして、32年に実施設計は一応計画していますけれども、基本的にはそのときの財政状況を見ないと、なかなかわからないという説明をしているつもりでございまして、そういった意味では32年実施ということがですね、ちょっと歩かれるとまたいろいろと行政はうそを言っているのかということもございまして、その辺はご理解をいただきたいと思っております。ただ議員言われているように、財政状況が非常に混沌^{こんとん}としていまして、10年ほど前は自治体がつぶれるのではないかとまで言われていましたので、そこがほどほど回復してきているというところはございます。ただこれも何年続くのかと言われますと、国は2018年までの部分しか約束はしないと言っていますので、来年度の概算要求を見ると交付税は7千億円の減というふうに言われていますので、そういった意味では開いてみないとわからないというところもございまして、なかなか総合計画上は何年というかたちは出ませんが、前期ではやりたいとか、後期ではやりたいとか、そういった部分は一定程度の目鼻というかですね、そういう意味では山田議員の方からも、もう少し具体的な案をとということも言われてございましたので、つけようというふうに今検討をして策定をしている最中ではございますので、そういう意味ではそういう情報提供も含めて今後も可能な限りやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 大筋その置かれているポジションといいますか、この管理計画自体の考え方と出てきている経緯等を含めて理解はさせてもらいました。ですけれども、もうちょっとしつこいですが、もう1点、インフラ整備といいますか、橋、道路等いろいろな公共の中のインフラの部分ですね、これは当然当町含めてどこもそうでしょうけれども、自主財源が非常にないということで、実際には事故や災害がないと耐用年数だけというのは単純には次の計画というのは非常に厳しいもの、それほど先ほど課長が言っ

ていたように国の動きとか全てを見据えなければ、まず単独では非常に厳しいと。計画組むことも厳しいと。それを考察しますと年間19億円というかたちで中に書いてありながら、メンテナンスサイクルという表現をこの中でもしていたと思いますけれども、基本改修、修繕の長寿命化自体がこちらでとれる策の最高のもという捉え方をして、言い方がちょっと非常に悪いですけれども、問題先延ばし、それ自体が現実論になるかなというふうに今の課長の回答からも感じるんですけれども、現実はそんなようなものかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、インフラ資産の関係でご質問ございました。インフラ資産、特にライフラインといわれている上下水道、これについては、確実にやっていかなければならないということがございますので、そういう意味では現状でいくと水道管の耐震化率が十数%しかないとかですね、そういった部分と老朽化の対策を合わせて進めていくということで進んでございます。そういう意味では水道会計、独立採算性でございませぬので、使用料で成り立っているということでございませぬので、大きな投資については、使用料の値上げ等にもはね返る可能性があるということ。下水道も同じでございませぬ。道路、河川につきましては、非常にです、道路、橋梁きょうりょうにつきましては、もう既に国交省の方から縦割りでインフラ長寿命化基本計画を策定しなさいということで、橋梁については長寿命化計画にのっとり進めてございますので、そういった意味ではもう既に50mクラスの橋梁から長寿命化の計画が立ち上がってございます。俗に橋梁は60年と耐用年数が言われてございますけれども、そういった意味では繰り返し荷重の問題もございませぬので、うちの町道については、もっと延ばして使っていくべきではないかというような論調もあろうかというふうに思っております。それでそういった中ですけれどもインフラ資産についてはそういう意味では国の交付金、国がもっとも今進めなければならない事項ということで、そういう意味では要求額まではつきませんけれども、なんらかの財源的な措置は現状では国の方で措置をしながら町で実施していくというところでございませぬ。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 理解いたしました。年間19億円と数字だけ見たら大変びっくりする部分でしたけれども、そういうものも含めれば基本的には町の向かう方向としては実施計画の方に基づいて進めていく。補佐的にこういうような資料を含めて使っていくんだということで了解させてもらうということでの認識でよろしいかと思っておりますので、この質問は終わらせたいと思っております。ですけれどもちょっとこの第2章の5や6でうたっています町民に対してなんですけれども、情報や課題意識の共有を図る。もしくは議会や町民に対し随時情報提供を図ると。町民、町全体として認識の共有化を図る。そういうような部分は非常にこれからも大事な部分だと思いますので、ぜひとも順番的にありましたけれども、せっかくこういう概要版ですけれども作られている中でそういう活用を大いにしていっていただくように期待いたしますし、また合わせまして公共施設等の総合管理計画と合わせて財政の見通しの両輪でやはり計画は組んでいかなければならないというふうに思います。そういう部分の開示も含めて必要だと思いますので、今後こういう計画に当たってはよろしく、そういうかたちで町民全体で町全体で認識の共有化を図れるようなものとしてご利用いただければなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 情報開示というかですね、認識の共有化の部分でご質問いただきました。計画書の中ではですね、総論の部分はなかなか町民にお示ししても難しいかなというふうにはわれわれも思っております、計画書の中では個別のですね、計画時点では、そういう意味ではスポーツセンターの議論ではございませんけれども、さまざまな部分の町民議論というのが必要ではないかというふうに思っておりますので、広報やホームページも含めてですね、いろいろな部分で情報提供ならびに検討状況の部分というのはお知らせをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） では、次の方の質問に入らせていただきます。

二つ目の墓地の環境整備について。

町の管理下にある、敷地的な問題だけでしょうけれども、町の管理下にある墓地の環境整備と美化について、現在、実施状況と今後整備の考え方があればお伺いいたします。ただし広くなるとあれですので、墓地に関する考え方はいろいろあると思いますけれども「公共施設等総合管理計画」の考え方があるように、墓地も今後機能統合の必要性も考えられることも含み、今回は訓子府墓地という訓子府町に4か所存在していると思いますけれども、対しての質問とさせていただきます。

1番目に、各墓地、個々への墓地に対する通路というか、その通路が不整備のままとなっていて墓地間の狭い道を整備するという考えはないかどうかと、合わせて墓地の区画整理に対する考えはないかをお伺いいたします。

2番目に、訓子府町墓地条例で示される第11条の墓地の返還についての状況をお伺いいたします。

3番目、合同墓、共同墓とも言うのでしょうか、の検討についての状況、前に工藤議員がお聞きしていたと思います。現在の状況とあらためて町自体の認識についてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、訓子府墓地に関わります「墓地の環境整備について」3点のお尋ねがございましたが、ご質問の内容から訓子府墓地第1区についての環境整備についてのお答えをいたします。

1点目に「墓地通路の整備と区画整理」についてお尋ねがございました。

訓子府墓地第1区につきましては、昭和5年に北海道の認可を受け、現在の区画の図面が作成されておりますが、それ以前は、東訓子府墓地として未認可で運営しておりました。

現在の規模は、1, 774区画で、32から36区画のまとまりで1ブロックとなり、東西に3列、南北に19行のブロックに配置されており、そのブロック間の細い墓地通路は52本ありまして、総延長は約2.4kmとなっております。

墓地通路の現況については、墓地の敷地が元々沢地だったこともあり、東西および南北に傾斜があり、隣り合ったブロックに高低差があるほか、墓碑が個々に違った高さで土盛りがなされていることや、基礎の正面位置も通路にはみ出ている状態も見受けられ、通路は全体的に整然とはなっていない状況であります。

未認可の状態から引き継いだ経過や、使用者との権利関係もあって、通路を平坦で直線的な整備ができなかった事情があることから、現状のままで管理運営を継続することが適当と考えております。

なお、墓地敷地内の管理業務は、町内の業者に委託しており、通路部分については、年7回の清掃と、年2回の草刈りを実施しておりますが、使用者の方々からは、今のところ特別な苦情等は寄せられていない状況となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目に「墓地の返還の状況」についてお尋ねがございました。区画を使用しなくなったなどにより、返還があった過去10年の実績をお知らせしますと、返還の届け出があった件数は全体で56件となっており、その内訳は、使用しなくなったという事由が28件で約50%、改葬・移転による事由が22件で約40%、継承者がいない事由が6件で約10%となっております。

3点目に「合同墓の検討の状況と町の認識について」お尋ねがございました。

近年、核家族化や少子化による家族形態により、お墓を継承する人がいない、将来的に管理できなくなるなど、お墓に対する意識の変化、多様化により、合同墓等を希望する方が増えてきている状況であり、管内では網走市の合葬墓や北見市の合同納骨塚など、一つの墳墓に複数の焼骨を合わせて埋蔵する施設が設置されてきております。

昨年12月の定例町議会におきまして、工藤議員からの一般質問へも回答いたしましたとおり、町としては、その必要性を十分に認識しており、現在、担当課において、早期建設に向けた検討を重ねているところであります。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 今、お答えいただきましたとおり現時的に昔から旧来あるので、これ以上ちょっと整備のしようがないというお答えかと思っております。その部分を含めまして、私自身がなぜかという部分になりますと、お墓自体はいろんな考え方が正直あると思っております。亡くなった方、ご先祖への感謝や供養、それからその気持ちを表したような未来の繁栄を願う気持ちを合掌といいますか手を合わせることによってお参りをさせてもらう中でふるさとである訓子府の中にこの地で先祖が眠っているということ。過去をたどれば当然土葬だった時代は一人一基というんですか、一墓だったらしいのですけれども、子孫で継承し管理する家制度というんですか、それに組み込まれてくるかたち、当然お墓ですので、蘇軾、北宋の詩人ですけれども「人間到る処青山あり」という言葉があるように、人間死ぬところはどこでも構わないし、そこらの山でも墓になるという考え方もあるかと思っておりますけれども、私自身はやはりお墓自体はそういう亡くなったご先祖や亡くなった方が降臨するといいますか聖地と、家であるというふうに思いますし、お墓の柵に関しても、柵といいますか、石でこう囲みましてね、そういうものもある意味では、あの世とこの世を分ける結界という認識、これいろんな人の考え方があると思っております。ただそのお家である前が、表現は悪いかも知れませんが、ちょっと管理されている方には悪いかも知れませんが、獣道程度では後々私の子ども、孫の代にいったときに、ここってうちの家のお墓、お前ら守ってくれよとちょっと言いにくい状況ではないかと。これは私個人だけかもしれませんが

れども、思うところがございます。そういう部分でそういう考え方はないのでしょうかというふうに。私の親とか多くの方に聞くあれはなかったんですけど、「やっぱりそれはね、言ってもしょうがないことだよ」というような捉え方ぐらいしかもっていないと、ある意味で。でも多々、先ほど町長の回答の方にもありましたように、いろいろなかたちで墓離れ等も含めてあります。そういう中でやはり多少なりともそれに対してある程度整理まではいかないにしても景観上含めて、もしくはお年寄りでもお参りに行きやすいような状況を整備できないかというふうにお願いの気持ちがあって出してもらいました。お墓の無縁化に関しては当然今言われたとおり墓じまいとか、都会においては当然ゼロ葬という、火葬場から遺骨も引き取らずに、そういうふうでゼロ葬というかたちで埋葬さえしないというのも増えてきていると聞いています。ですけれども、先ほど出しました共同墓、経過も含めてそういう共同墓等をつくることによって自治体がある意味で管理し、永代供養してくれるというかたちで安価でしかもその後の面倒も見なくて済むようなかたちがとれるということで、これも今言った状況等を踏まえると進めていくべきかなと。墓地条例の第11条でお聞きしました放置墓地が非常に多くなっているのではないかなという懸念も含めてその状況をお聞きしました。ですから、そういうのでこの現状でとのお答えでしたので、これに関しては、この質問は終わりかと思えますけれども、中にはこういうふうに墓地に対して思い、またふるさとに対する思いがあるので、一つずつ、共同墓を始めるといふことも含めて、共同墓、合同墓ですか、というかたちも含めるといろいろなニュアンス、そういうものも含めてなってくると思いますので、今後ぜひともそういうことも合わせてご検討いただけないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） まず、一つ目に墓地の要するに通路の状態の改善の関係ですけれども、先ほどの答弁でもいたしましたとおり、たまたま沢地であったという地形でもありまして、特に心配しておりますのは大雨が降ったときの水の流れ、今、整然としていない状況ではありましても、今の落ち着いた状況の中で排水施設も機能しているという中で形状を変えることというのは、なかなかちょっと心配が多いという面がございます。そういった面では従来どおりの清掃と草刈、これを徹底して管理していきたいというふうに考えております。ただ特にですね、部分的に非常に通行に危険だというようなご意見がございましたら対応できる範囲でですね、特にその使用者の地先の部分でしたら、すぐ対応できると思うんですけれども、たまたま別な使用者の地先の部分については、やはりご理解とご協力という段取りも必要だと思いますので、可能な範囲でそういった手直しをしていきたいというふうに思います。

それから合葬墓の考え方につきましてはですね、現在、第1区の中に有縁無縁の碑があるんですけれども、そちらも非常に狭いところで毎年お参りをしているということで、もっと広いところに移転できないかというお話もございまして、そのことも合わせて先ほどの合葬墓といいますか、納骨塚といいますか、まだ形態は絞りきっておりませんが、合わせて整備をしていきたいというふうに考えております。

それから墓の放置の状況ですけれども、8月25日に塔婆焼きを第1区の中でやったときにですね、ちょっと全体的に見て回ったんですけれども、これは断定はできないですけれども、数年間はお墓参りにみえていないのかなと思われるようなところも十数件目につ

きました。それで特にですね、墓碑といいますか、石が倒れているとか、そういう状況ではないんですけども、お墓としてもう既にもしかすると機能していないのかなというほど古くなっているところも2、3件見受けられました。ただいずれにしてもですね、墓地全体の景観に影響を与えるような状況にもなっておりませんので、この先様子を見てですね、必要があれば使用者と連絡をとって対応していきたいと思えます。

それから、墓地の総合的な機能につきましては、特に訓子府については霊園ではなくてですね、一応墓地ということで骨を埋葬する場所をお貸ししているという部分もございまして、最低限の水を使う施設、それから簡易トイレ等を整備しているというのが現状ですので、今の状況では第2区、第3区の今拡幅もやっている最中でもございまして、現状の状態でちょっと管理をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） あと1分です。

堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） ただ私もこれお話をさせていただくように、近在、でも近くです、上常呂であったり、置戸であったり、境野であったり、留辺蘂、そこら辺のそれと斜里の方のあそこ、ちょこちょこっと気になるところをちょっと見てみました。おっしゃるとおり昔から古くあるものもあります。ただ訓子府よりはいいですね。そういうことも含めて今後、合葬墓含めて、検証含めてもう1回、着眼していなかったと思うんですけども、ちょっと墓地の方も見てくださればと思って質問、以上で終わらせてもらいます。

○議長（上原豊茂君） 回答求めるんですか。

○9番（堤三樹磨君） いや回答は求めません。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

ここで、午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。はじめに今年台風被害を受けられた皆さま方に心からお見舞いを申し上げます。通告書に沿って町長に質問いたします。

自然災害における町としての対応と今後の物流について。

今年は過去あまり経験のない経路をたどる台風が3回以上北海道に上陸し多大な被害をもたらしました。7号、9号、11号、10号と次から次へと太平洋上を勢力を弱めることなく本道各地に甚大な被害を与えました。

地元紙訓子府新報の報道による台風、豪雨被害報告もありましたが、本町も9号、11号による農業被害を中心に100数戸が被害に遭い河川、^{のりめん}法面崩壊など今までに類を見ないほどの災害発生に自然災害の脅威と災害に対する備えの重要性をあらためて痛感しまし

た。

各災害と物流について伺います。

一つ、この台風による実害（河川氾濫、道路法面崩壊、農地流亡他）について伺います。

二つ目、今回の台風・豪雨に対する町の防災対応について伺います。

三つ目、台風被害によりJR北海道が全道で数か所被害を受け分断され、農産物の消費地への輸送が滞り一時、2,500基程度の大コンが足止めされており今後が心配されます。当然、JAきたみらい、ホクレンも対策を考えていることと思いますが、行政として本町の対応を伺います。

四つ目、北海道でも道東の北、北東に位置する本町から本州の消費地に向け、今後空路か、陸路か、鉄道貨物か、トラック貨物便か、昨年9月の一般質問で農産物輸送の今後についての質問をしましたが、その後の経過報告と、物流についての基本的な考えを伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「自然災害における町としての対応と今後の物流について」4点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

ご質問にもございましたように、8月に集中して台風7号、11号、9号と三つの台風が本道に上陸し、また台風10号も北海道をかすめていきましたが、今回の台風は、人命も奪うなど、甚大な被害をもたらし、生活・経済に多大な影響を及ぼしております。

さて、1点目に、この台風による実害についてのお尋ねがございました。

災害発生後に町が復旧等の対応を行っております河川、道路で申し上げますと、河川では8本で洗掘、河岸法面崩落、護岸崩壊など12か所、道路では24路線で路肩崩落、路面洗掘、法面崩落など31か所、農地では、被害戸数103戸で、冠水、表土や作物の流亡、土砂流入、ほ場の陥没など被害面積約100ha、その他パークゴルフ場河川敷地崩落、水道漏水など公共施設においても被害を受けております。

このほか、災害発生中における土のう積みなどの対応をした河川などを含めますと多数に及びます。

2点目に、今回の町の防災対応についてのお尋ねがございました。

8月17日からの主なもので申し上げますと、早朝から建設課職員による道路・河川パトロール、警報発表後は、連絡本部を設け、各課職員による初動パトロール隊を4班編成し、道路・河川のパトロール、土地改良区職員による監視パトロール、土のう作り、^{いっすい}溢水の危険性のある河川への土のう積みや土砂上げ、排水ポンプアップ、土砂流入や路肩崩落など通行に支障のある道路へのバリケード設置、自主避難所の設置と泊まり込みでの避難者受け入れ、また、連絡本部に詰めている防災担当職員は役場に泊まり込み、その他の職員も出動に備え自宅待機の対応をとっていたところでございます。

3点目に、台風被害による農産物の輸送に関する本町の対応についてのお尋ねがございました。

今回の相次ぐ台風上陸により、全道各地でJRの運休、国道、道道等の通行止めが発生し、議員ご指摘のとおり農産物の消費地への輸送に多大な影響が出ていることは間違いありません。

このような事態に、きたみらい農協では、鉄路のコンテナ輸送に関しては旭川までトラ

ック輸送を行い、その後 J R コンテナにより本州方面へ輸送しており、それと並行して釧路、苫小牧までトラック輸送を行い、船便により輸送する手段で対応しております。

また、J R 北海道や国、北海道も全力で鉄路、道路の復旧工事を進め 1 日も早い回復に取り組んでいるところでございます。

ご質問の本町の対応につきましては、現在のところ特別に対応するものはないと認識しておりますが、今後農産物の収穫が本格し輸送量も増えていく中で依然輸送に支障を来すようなことが続く場合、きたみらい農協、北見市、置戸町と足並みを揃え、必要であれば、関係機関への要請活動などを実施していくことも必要と考えております。

最後に 4 点目に農産物輸送の今後についてその後の経過報告と物流に関する基本的な考えについてのお尋ねがございました。

昨年 9 月の定例会において「農産物輸送の今後について」ご質問があり、J R 貨物の減便、廃止に関してオホーツク圏活性化期成会等が中心となり、J R 貨物、国、道への要請活動を実施し、北見地域農産物輸送促進協議会により J R 貨物に対するコンテナ購入支援を行い、平成 26 年度以降も運行が継続されることとなったと回答しており、本町の農産物、特に玉ネギの輸送体系については支障がないと認識しております。

その後の経過として、7 月 29 日に J R 北海道が鉄道事業の抜本の見直しを表明しております。その内容は旅客輸送の密度が低い路線の維持が困難であるとして関係する自治体との協議・検討に今後入りたいというものであり、具体的な線区名は明らかにされておられません、そういった中で特急オホーツクの減便も危惧されているところでございます。

また、その見直し方針の中で、J R 北海道に J R 貨物から支払われている線路使用料の値上げも検討されていると伺っており、値上げされれば貨物列車の利用頻度が高い道内の農業関係に影響が及ぶ懸念もあります。

物流についての基本的な考えにつきましては、大消費地から遠く離れている本町にとって農産物の流通は最重要であり、特に道外への安定供給のための輸送手段確保は必要不可欠なものとして認識しておりますし、農産物の物流のあり方は、農業者および農業団体を中心に今後も最善な方法が検討されることと思っておりますが、町としても引き続き輸送コストを維持するための方策を、状況の変化に応じて都度関係機関等と連携しながら講じてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました 4 点についてお答えしましたのでご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8 番（西森信夫君） この台風による被害がただいま町長から示されましたが、町内全域各所で被害が見られ、細かいものを入れますと今までかつてないほどの被害が見られます。町民一人一人が自分たちのおおのの努力で再建に向かっているということでございますが、町としてできる限りのことを早く取り組むべきではないかと考えます。そこで取り組む人的要員は足りているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 行政においては、やはり財政的な面もありますので、限られた人員の中で対応せざるを得ないというようなことがあります。人的には多ければ多いに越したことはないと思っておりますが、限られた人員の中でできるだけ工夫しながら対応、でき

るだけ災害対応にあたっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 特に道路では、畑まで行けないという農家が何件か見受けられます。1日でも早く、1時間でも早くやはり道路を通してほしいという要望がありますので、大変人がいなく、業者がいなく、大変なことはわかりますが、少しでも早く町民の要望に答えていただきたいというふうに思ひます。この件に関しては他の議員も質問するという事ですので、町の取り組みに委ねることといたしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

2番目の今回の台風、豪雨に対する町の防災対応についてご回答いただきましたが、今年、北海道に3個以上の台風上陸というのは過去今まではない台風だということでございます。今後とも防災に対する備えが重要なことというふうに考えます。本町にあった独自の防災計画を見直す考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思ひます。特に財源に関してお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 本町にあった防災の対応ということで、やはり今回、台風10号ですか、十勝方面に非常に大きな被害を与えましたが、あれがまた一歩間違つてコースがずれば、こちらに被害が出た可能性もないことはないということで、やはりそういったことが、今までは台風なんてほとんどそういった被害はないだろうというような思い込みもあったかもしれませんが、やはり今回の経験を踏まえて今後対応していかなければならないと思ひます。特に現在、開発の方から常呂川の浸水想定区域、千年に1回の浸水想定区域というものが見されていますけれども、それによると本町の場合でいいますと農業交流センター付近を除いては市街地は全部浸水するようなデータが出ておりますけれども、その千年に1回のものまで想定するとなると非常になかなか大変な部分もござひます。例えばシェルターのなままで作らなければならないのか、高い建物ですね、そういったものも考えなければならないというようなことにもなると思ひます。ただ財源的な部分もござひますので、例えば学校の2階部分に垂直避難を設けるだとか、そういったようなことでのいっていくというようなことも考えなければならないのかなと思ひております。財源的には限られた財源の中で対応していきたいと思ひますし、毎年備蓄計画、それから水防資材の整備なども行ってまいりますので、その点ご理解いただければと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 今回の被害で農地が非常に分断されて流されております。農地では表土が3cmできるのに100年かかるというふうに言われています。先祖が切り開いた訓子府の農地を守る使命がわれわれにはあります。災害を受け表土も流されましたが今後とも農業基盤整備事業など必要な支援をすべきと考えます。この必要な農業基盤整備事業などの所見を伺いたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、災害に関しまして農業基盤整備事業の部分についてのご質問でございますけれども、当然、農業基盤整備事業につきましては、議員も

ご承知のとおり訓子府町では昔から既に行っておりまして、現在も4地区、それから計画も1地区しております。今後もですね、既存の地区が終了した段階でもやはり農家の方々から要望がございましたら、農業基盤整備事業を進めていくというようなことも考えられると思いますし、やはり農業基盤整備事業に関しましては最重要というふうに本町でも考えておりますので、それにつきましては柔軟にまた進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） この農地の基盤整備事業、今、課長が言われたように3か所ぐらい今年もやるんですが、今回の災害で集合桝、^{あんきよ}暗渠の集合桝自体が流されて端野の日吉、常呂近くまで1t半も2tもあるものが何か所も流されているという現状があるそうです。それを自己資金で直すというのは、まず不可能に近い、だからそういう農家の人たちは当面、桝を入れないで水がはけるような応急的な工事をやらざるを得ないという現状にあります。ぜひともこういうやはり緊急を要するものに対しては、農業基盤整備事業など、事業でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。この件も他の議員が質問することなので、この件に関しましてはこれで終わりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

3番目、台風被害によりJR北海道が全道で数か所被害を受けております。このJR北海道に関しての回答もいただきましたが、石北線が1か月から1か月半、台風被害で線路下の土砂流亡により不通との報道がされました。また石北峠も同時期、がけ崩れ等で不通になり、一時輸送も滞りました。同じく函館線までもが被害を受け不通となりました。物が北海道のイモ、玉ネギ、それから資材が本州から来ないという日にちが1日、2日あったそうです。非常にこういうことがあると北海道の事業そのものが停滞するわけです。滞っちゃうわけです。それでいろいろ新聞報道やなんかにもありましたが、4台風の被害で約1千億円、955億円ほどの被害があったそうです。激甚災害申請分で610億円、総額1千億円程度的大幅な被害があったと。特にJRは数十億円以上被害があって、道に支援を要請しているということがあったそうです。ただ石北線が通れなくなると非常に物の流れが悪くなる。先ほど町長から通れない分、貨物便で旭川までという回答がありましたが、貨物で運べる大きなコンテナの量は1回に連結しても2基ぐらいです、でかいコンテナで。ところが貨車便だと1回にその5倍、10倍は運ぶわけですね。だからぜひこの石北線を減便するのではなくて、早く復旧させてもらってJR貨物による運送に手掛けていただきたいというふうに思うんですが、ここら辺の陳情を道なり国なりにしているのか。多分していると思います。どれほど何ほどやったのかわからないほどやっていると思いますが、この実情を聞かせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 台風のことについては、遠藤課長の方から答えましたけれども、まだまだ現実的ないろんなどういった対応をしてきたのかということを含めて、次の質問の人に委ねているようですから、そのときに答えさせていただきたいと思います。

JR問題については、まず一つは、報道でも出ていますように、いずれにしても石北線を早期に復旧させるということが最大命題であるというふうに思っています。これはJRの島田社長も含めてこのところは明言しているようでございますから、1か月ぐらいで

大体復旧するのではないのかという状況でございます。ただJRそのものの存亡、例えば留辺蘂、美幌駅の無人化、それから白滝以北といったらいいのでしょうか、あれが無人化になって廃止になっていくという状況の中で私自身は、オホーツク圏活性化期成会でJR本社にも要請活動を8月に行っておりますし、それから知事というよりは、そのときは荒川副知事に直接私自身の考え方を申し上げたところでございます。一つはJR自身は旭川から北、東はもうやる気がない率直に言って。自分たちではもうどうしようもできないんだという態度であります。国鉄マンとしての誇りはないのかとまで私自身は言っていますけれども、ない。日高線を見たらおわかりだと思いますけれども、大体年間19億円を沿線自治体に求めてくるという状況でありますから、まず第一弾で出てきているのは旭川で乗り換える、そして旭川から札幌へ行く急行に乗ってつなぐということで、便を少なくしていくということを今言ってきています。でも将来的にはJR自体はもう当事者としてここを単独で再建するという考え方を持っては、もうできないというのが私は本当のところではないかなというふうに思っています。それで三つ、四つ荒川副知事にも申し上げました。一つはやはり北海道が旭川から北と東の方の駅がなくなる、あるいは減便、廃止するだなんて状況の中で北海道として何をやはりやっつけていかなければならないのかということを確認すべきだと。一つはそれは国が六分割なりした部分をもう1回統合してJR一本にすべきなのか。それとももうかっている東日本、西日本が利益を分配すべきなのかということも含めた提案を一つはすべきではないのかということが1点、もう一つは上下分割方式、例えば線路は国なりがもって実際の運営はJRという考え方もありますけれども、私は4階建てという言い方をしています。一つは国は少なからず責任があるのではないのかと。民営化したときによる利率がゼロになったことによって、もう銀河線と同じ状況が今起きてきているわけです。だから国としての責任がどうあるべきなのかということの負担と、北海道は医療圏でいうと2次医療圏になりますから、少なからず全道一円を網羅した中でやはり立場で一定の負担が必要なのではないのかと。それから関連して私も市町村が全く知らないということにはならないということの提案と、そしてJRがやはり責任を果たすべきだという4階建ての話をしています。その中で例えばこれは言い方が悪いんですけども、夕張線がちょっと一つの象徴として出てまいりましたけれども、1日に数人しか乗らないような支線を残すべきかどうかという議論はやはりきちんとやらなければいけないと、JRも含めて。その点で言うとやはりこれからの交通体系、日本の北海道の、これはやはり国なり北海道、市町村がJR含めて責任をどうやってもっていくのかという、そういうやはり本質的な議論が今必要なのではないのかということ荒川副知事にも申し上げましたけれども、これから今後こういったことについては要請はもちろんですし、しかし今の状況ではJRにこれ以上の期待をしても非常に厳しいという問題がありますから、建設的な提案も含めて、これは武部代議士にもちょっと言っておりますけれども、単なる国に金を出せというだけではなくて、やはりお互いが政策的な持ち寄りの中で具体的にこれからの交通体系をどうしていくのかということの議論を急いでやはりやるべきではないかということ提案しておりますので、今、議員が心配しておられるように、町長としては、やはり積極的な提案を国・北海道にしていく、している状況でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 大変力強い回答をいただきました。私も、私もとと言うと非常におこがましいのですが、町長と全く同じでJRはやはり北海道の北と東を切っていると思います。できれば貨物便は海峡線を通したくない。営業利益の上がる新幹線を通したい。もっともっと観光客を北海道に呼びたいというふうに思っています。そのためには、海峡線を貨物便が通るということはじゃまくさい。時間がかかる。非常にJRはそういうふうに思っていると思います。ところがわれわれも国民ですし、税金も払っています。やはり地域、へき地にいるからといって、そういう不便を強いられて黙っているわけにはまいりません。生産活動もしていますから、生産物をやはり消費地まで届けなければならないという使命があります。今、町長の回答にありましたようにJRに言ってもできる範囲は決まっていると思います。できる範囲が決まっているのであれば、じゃどこに要請すればいいのだということになりますから。北海道なり国に対して、やはり北海道の東をどうするんだ、北をどうするんだ、これ真剣な論議が必要ではないかなというふうに思います、将来に向けての。やはり国の責任、国の一定の責任、負担、これは必ずあると思います。そこをやはり一町民、一国民が言っても全然話にはなりません。やはり町を代表する町長、議会を代表する議長、いろいろなつてを使ってやはり言ってもらう。それから北海道第12区から選出されている各党派の議員にお願いをして、やはり実情を訴えていち早くこれはやはり改善してもらわなければならない。特急オホーツクが今1日4往復していると、ところが災害があつて採算が取れない、早朝と夜間を除いて2往復は旭川からの往復だと。今、公然としてJR北海道は言っています。そんなことをされると昼間行く人は、じゃ旭川まで何で行くんだという話になります。これは非常にわれわれの生活に不便を来します。物流が滞ります。やはりこういうことをきちんと考え、また論議し、われわれの代表としてぜひ町長や議長に言っていただきたいというふうに思いますが、町長の所見をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 道内で一番過激な町長で通っておりますから、これは国であろうがどこであろうが、やはり言うべきことはちゃんと言う。それは町民の生活をやはり守り、発展させていくのが私自身の仕事だというふうに思っておりますので、これは引き続き強く要請をしてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 町長から回答いただきました。町長にくれぐれもよろしく願いをしたいと思います。

次、4点目の北海道でもわれわれの地というのはへき地になりますが、北、東北に位置する本町から消費地に向け、今後、空輸でいくのか、人は女満別空港から行った方が早いですね、安いですし時間も短い。ところが物を運ぶとなると非常に距離があります。網走は1月、2月、3月は流氷があつてなかなか船が来ません。それでは釧路か苫小牧か広尾か非常に悩むところです。今後やはり鉄道便にシフトを置くのか、それから今後、空路を選ぶのか、トラック便か、非常に悩むところです将来に向けては。われわれが非常に期待しているのは、オホーツク自動車道が今、整備されている途中です。これがやはりつながれば何とかなるのかなと希望を持っています。ただ、その進捗状況がいまだ詳しくわかりません。先ほど議会の中で訓子府から小利別までが1年ほど遅れるという報告がございま

したが、その先、小利別から足寄まで、これはいつできるんだという話になります。そこから辺の話をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほども申し上げましたように陸送、物流等を確保していくためにどうなのかという部分で申しますと、あらためて陸路、海路、空路、鉄道含めた北海道の交通体系のありようをきちんとやはり国として、あるいは北海道として、やはり確かなものにしていくということを明確にしていく必要があるのではないのかというのが1点です。それから2点目で申し上げますと、陸別—小利別までは本来は今年の秋ぐらいまでに完成するといっていたのが、予算はたくさんありますと言いましたから、だけど難工事でやはりできないということで、もうやむなしということで来年の秋には完成させたいと。その後小利別から陸別、それから足寄までについては今のところは確かな回答を得ていません。これはこれから引き続き十勝、陸別町と足寄町と一体になって一緒になって要請活動をしていかなければならないのではないのかと。それから管内的に言いますと女満別空港、網走にまでつないでいくということも近々の課題として、やはり大事なことだということもありますので、全体、管内を超えてですね、北海道全体でこの高速道路をできるだけ早くつないでいくという、北海道でいうと全国的にいうとまだまだ高速道路の達成率は非常に低いという状況は確かでありますので、強く働きかけていきたいと考えております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 今年、議員研修で広尾町の方まで行ってまいりました。広尾町の町長と議長にお話を伺う機会がありまして、いろいろと町長から北見と十勝というのは隣の町同士で何かにつけ協力していかなければならないねという話をいただきました。十勝はやはり北見のものを十勝港を利用して首都圏へ運んでいただきたいと。我々の十勝はやはり道央圏に行くのに十勝道、さらに道路を整備して交流を深めたいというありがたいお話をいただきました。やはりこういうモータリゼーションの時代になりますと、単独でわれわれの町がというのは不可能に近い。いろんな町の協力を得て、やはり生産活動、生活をしなければならないという現状にあります。オホーツク自動車道が今、回答いただきましたが、整備されてもやはり一定の料金がかかるという道路でございます。やはり貨物便、それから仕事で使う道路に関してはやはり毎回費用が生じたのではなかなか会社も使えない、物流にもお金がかかるということになりますので、一般道、非常に近い広尾に向けても釧路に向けても苫小牧に向けても一般道がかなり曲がってはいるんですが、整備されつつあります現在ね。その一般道も随時やはり整備をしてくれと、やはり貨物便も通りやすいような整備をしてくれと。鉄道が駄目になった場合はやはり陸路を頼るしかない、道東としては、だからやはり道路網の整備をまず国なり道なりをお願いすべきではないのかなと。各所の道路の整備をしてくれとお願いをすべきではないかなというふうに考えます。将来的にやはり安定的に首都圏に物を流通させるということを考えたときにどこからでも北見は運ぶぞ、訓子府はどこからでも物を持っていくぞという体制を早くつくるべきと考えますが、こちら辺の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

町長。

○町長(菊池一春君) 議員のご指摘のとおりです。私は中央要請は単独のもの、それからオホーツク圏活性化期成会等が出掛けますけれども、中でも一番多いのはやはり高速道路の早期建設というのが一番回数も多いし、日数も多いという状況でございますので、これらは北見の道路の期成会や、あるいは十勝の期成会等も一緒になって、そして北海道全体では知事が、道東地区では釧路市の蝦名市長が会長になっておりますので、それらとも一体になりながら強く要請活動をできるだけ早くという要望を続けてまいりたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長(上原豊茂君) 西森信夫君。

○8番(西森信夫君) 最後になりますが、せっかくこういう被害があつて、せっかくという言葉は非常に不謹慎な言葉ですが、やはり本道へ出ている道議会議員も網走管内から出ている有力な議員がおります。また衆議院議員になっている先生方もおります。やはりこういうときにその先生方の力を借りるべきではないか。選挙のたびにわれわれにぜひ一票入れてくれと、お百度参りされる先生方にここで力を発揮していただかなくてはならないのではないかなというふうに思います。町長にはあまり無理は言えませんが、やはり将来的にはこういう先生方もこういう困ったときには、国のお金を少しでもやはり道東のへき地にこう回していただくという考え方に立って取り組んでいただければなというふうに思いますが、そこら辺の考えだけ聞きたいと思います。

○町長(菊池一春君) 全く同感です。道路やあるいは作物等の災害等については先般の北海道の建設部要請についてはもちろん高橋文明道議会議員にご同行いただいて強く北海道建設部に要請したところでございますし、明日は農林水産大臣、それから今月の半ば、17日でしょうか、自由民主党の農林水産委員会が北見市端野にやって来ますので、そこでもまた懇談がありますから、これらについても強くいろいろな角度で求めていきたいと考えているところでございますので、引き続き頑張りますのでご理解賜りたいと思います。

○議長(上原豊茂君) ちょっとお待ちください。町長、一応ルールを守って発言してください。今、無断で発言してしまいましたので。

西森信夫君。

○8番(西森信夫君) 町長からの回答は理解できましたので、今後ともいろいろな方法をとっていただいて、地元が安心してやはり産業、物流を考えられる、自分たちはやはり生産活動をしていけばものはJAきたみらい、それから市町村も道路整備をきちんとやってくれるという安心の中でやはり日常の生産活動ができるような町になってほしいなというふうに思います。

長々と質問いたしました。私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(上原豊茂君) 西森信夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き一般質問を継続いたしますので、ご参集お願いいたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時1分